

# 子ども・子育て未来 2024

---

## 第2期孺恋村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

孺恋村

## ごあいさつ

世界に類を見ない少子高齢化及び人口減少社会が到来したわが国において、少子化対策は全国的な最重要課題の一つとなっています。

国では、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする子育て関連 3 法が成立しました。平成 27 年度からは「子ども・子育て支援新制度」が始まり、消費税の増税分を子育て支援事業の推進に用いて、全国で幼保一体化をはじめとする地域の実情に応じた子育て支援が推進されてきました。令和元年 5 月には、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年 10 月から全国で一斉に幼児教育・保育の無償化が開始されています。

本村においては、国に先立ち平成 28 年度より保育料や給食費等を無料とし、子育て世帯への経済的支援を行っております。

未来を担う子ども達がのびのびと育ち、妊娠期から安心して子どもを育てられる環境の充実は、孺恋村の発展に繋がる欠くことのできない重要な施策であると考えます。

この基本的な考えのもと、平成 17 年度から平成 26 年度までの「次世代育成支援行動計画（前期計画・後期計画）」に続き、平成 27 年には「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域、行政が一体となりさまざまな施策に取り組んでまいりました。

この度、令和元年度で「子ども・子育て支援事業計画」が計画期間の満了を迎えることから、これまでの本村の子育て支援の方針を継承し、「地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり」を基本理念に、「第 2 期孺恋村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、この計画における各種施策の実現に向けて、関係機関・団体、住民の皆様のご協力を得ながら子育て支援を推進してまいります。本計画策定に係るアンケート調査にご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました「孺恋村子ども・子育て会議」の委員の皆様方、関係機関、住民の皆様に心からお礼を申し上げます。



令和 2 年 3 月

孺恋村長 熊川 栄

## - 目 次 -

第1章 計画の趣旨と背景 .....	1
1 計画の趣旨と背景 .....	1
2 踏まえるべき国の政策動向 .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	2
第2章 孺恋村を取り巻く状況 .....	3
1 孺恋村の状況 .....	3
(1) 人口の状況 .....	3
(2) 世帯の状況 .....	6
(3) 婚姻などについての状況 .....	8
(4) 就業率の状況 .....	9
2 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査概要 .....	10
(1) 調査の目的 .....	10
(2) 調査期間 .....	10
(3) 調査対象者 .....	10
(4) 配布数及び回収数 .....	10
(5) 調査結果の概要 .....	11
3 計画の進捗状況 .....	22
(1) 認定者数 .....	22
(2) 子育て支援サービス .....	23
第3章 計画の基本的な考え方 .....	24
1 計画の方向性および基本理念 .....	24
2 計画の基本目標 .....	25
3 基本的視点 .....	27
(1) 子どもの視点 .....	27
(2) 次代の親づくりの視点 .....	27
(3) サービス利用者の視点 .....	27
(4) 社会全体による支援の視点 .....	27
(5) 仕事と生活の調和の実現の視点 .....	27
(6) すべての子どもと家庭への支援の視点 .....	27
(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 .....	28
(8) サービスの質の視点 .....	28
(9) 地域特性の視点 .....	28
4 施策体系図 .....	29
第4章 子ども・子育て支援の推進 .....	30
1 教育・保育提供区域の設定に関する事項 .....	30
2 各年度における教育・保育の量の見込み .....	30
(1) 量の見込みの算定にあたって .....	30
(2) 各年度における教育・保育の量の見込み .....	31
(3) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 .....	32

3	地域子ども・子育て支援事業.....	34
(1)	実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	34
4	地域の子育て支援の推進方策.....	37
(1)	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期.....	37
第5章	計画の基本施策.....	38
基本目標1	地域における子育ての支援.....	38
(1)	子育て支援サービス等の充実.....	38
(2)	保育サービスの充実.....	40
(3)	子育て支援のネットワークづくり.....	42
(4)	児童の健全育成.....	43
基本目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	45
(1)	子どもや母親の健康の確保.....	45
(2)	「食育」の推進.....	50
(3)	健康教育の推進.....	53
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	54
(1)	次代の親の育成.....	54
(2)	子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備.....	55
(3)	家庭や地域の教育力の向上.....	57
(4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	59
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備.....	60
(1)	自然環境を活かした子育て支援.....	60
(2)	安心して生活できる環境の整備.....	61
基本目標5	ワーク・ライフ・バランスの推進.....	62
(1)	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し.....	62
基本目標6	子どもの安全の確保.....	63
(1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	63
(2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進.....	65
基本目標7	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進.....	66
(1)	児童虐待防止対策の充実.....	66
(2)	支援が必要な家庭等への援助.....	67
(3)	障がい児施策の充実.....	68
第6章	計画の推進体制.....	70
資料編	.....	71
1.	孺恋村子ども・子育て会議設置要綱.....	71
2.	孺恋村子ども・子育て会議委員名簿.....	72

# 第1章 計画の趣旨と背景

## 1 計画の趣旨と背景

わが国では、出生数の減少や出生率の低下をはじめとする様々な要因により、少子化が進行しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化によって、子育てへの不安や孤立感を抱く子育て家庭が増加しています。さらに、近年における就労や雇用環境の変化の中で、子育て世帯に対する仕事と子育ての両立支援が必要となっています。

国では平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいて、平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。また、令和元年5月には、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、令和元年10月から施行されました。

こうした中、本村では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「子ども 子育て未来2019 孺恋村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども子育てに関する取り組みを推進してきました。この度、令和元年度で「孺恋村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となるため、近年の社会潮流や本村の子どもを取り巻く現状等をふまえて計画の見直しを行い、「第2期孺恋村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 踏まえるべき国の政策動向

### ■近年の国の動向

#### 「子育て安心プラン等を踏まえた動向」

- ・保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を図るために、平成29年に「子育て安心プラン」が策定され、女性の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿の整備を令和2年度末までに実施することとなりました。

#### 「幼児教育・保育の無償化」

- ・平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針2017）」において、幼児教育・保育の無償化の実施が提言され、令和元年5月には子ども・子育て支援法が改正され、同年10月から教育・保育の一部無償化が開始されました。

#### 「放課後児童クラブの受け入れ拡大」

- ・平成30年に文部科学省より示された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための方策について、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「第 6 次婦恋村総合計画」や、その他の関連計画との整合を図り、施策を推進していきます。

### 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

平成 27 年度～令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
子ども 子育て未来 2019 婦恋村子ども・子育て支援事業計画						
	見直し →					
	子ども 子育て未来 2024 第 2 期婦恋村子ども・子育て支援事業計画（本計画）					
					見直し →	次期計画

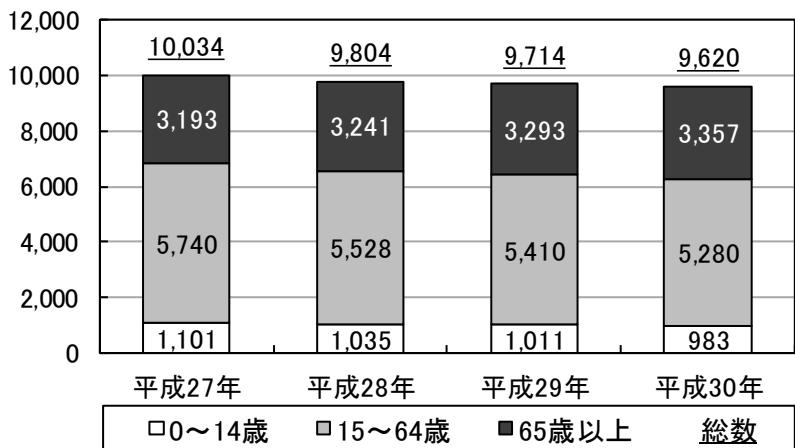
# 第2章 孺恋村を取り巻く状況

## 1 孺恋村の状況

### (1) 人口の状況

#### ①年齢3区分別総人口の推移

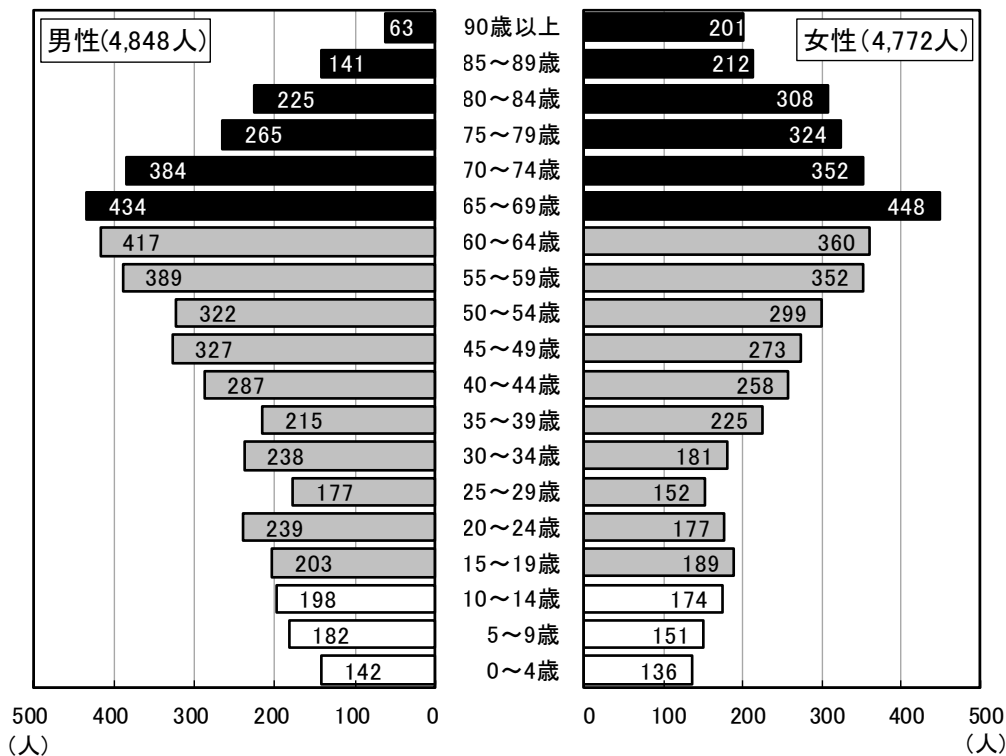
総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別総人口の推移をみると、65歳以上が増加傾向、15歳～64歳、0歳～14歳は減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳

#### ②人口ピラミッド

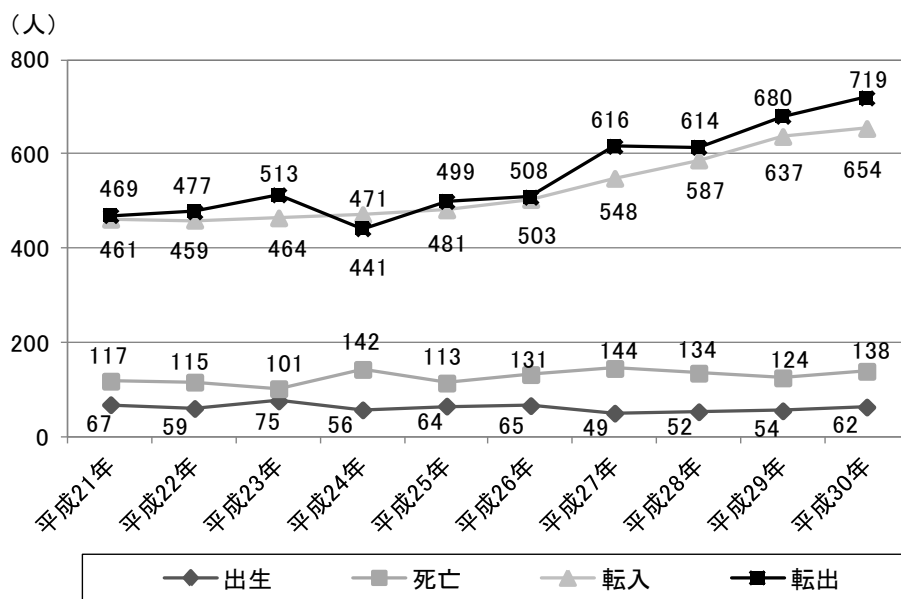
人口ピラミッドをみると、0～14歳の年少人口と25～29歳の割合が低くなっています。



資料：平成30年住民基本台帳

### ③人口動態の推移

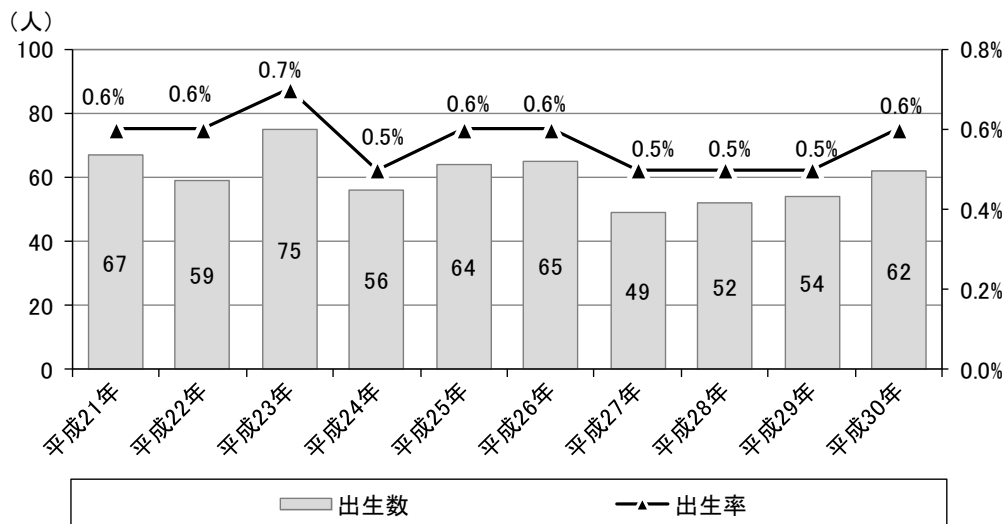
人口動態についてみると、近年は出生・転入よりも死亡・転出の人数が多い傾向となっています。また、平成24年以降は転入転出がともに増加傾向にあります。



資料：嬭恋村統計書

### ④出生率の推移

近年の出生率（各年の人口1,000人当たりに対する出生数）は横ばいとなっています。

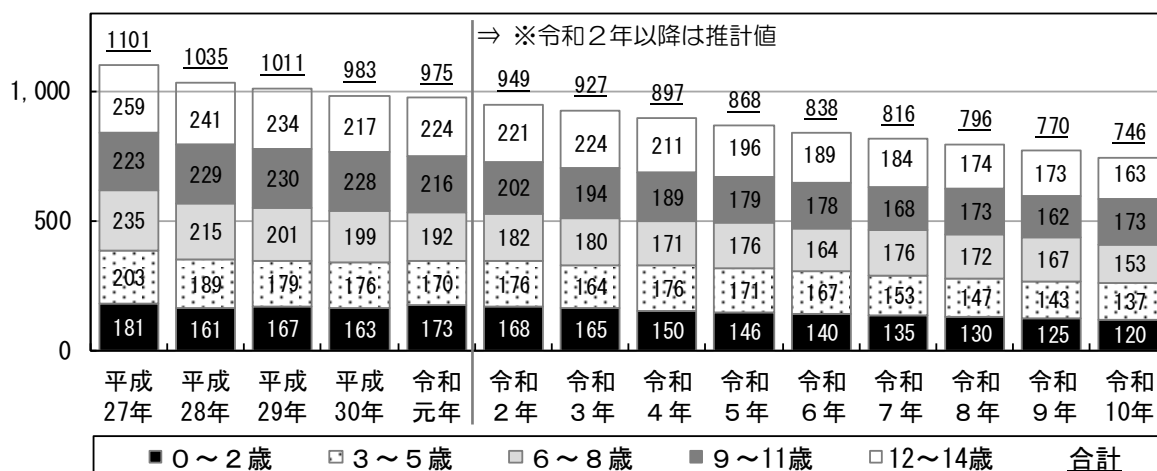


資料：嬭恋村統計書



### ⑤年少人口の推移と推計

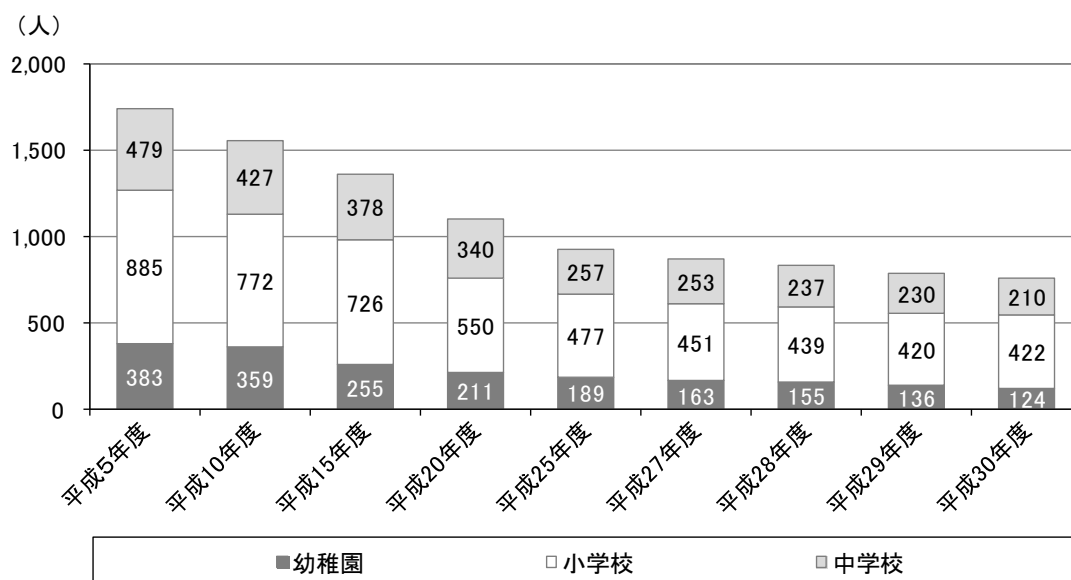
年少人口の推移をみると、近年は減少の傾向が続いています。また、令和2年以降の推計値をみると、今後も年少人口の減少傾向が続くことが見込まれます。



資料：平成27年～令和元年実績…住民基本台帳・外国人登録台帳（各年10月1日）  
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

### ⑥幼稚園、小中学校の状況

近年の幼稚園園児数、小学校児童数、中学校生徒数はいずれも減少傾向にあります。

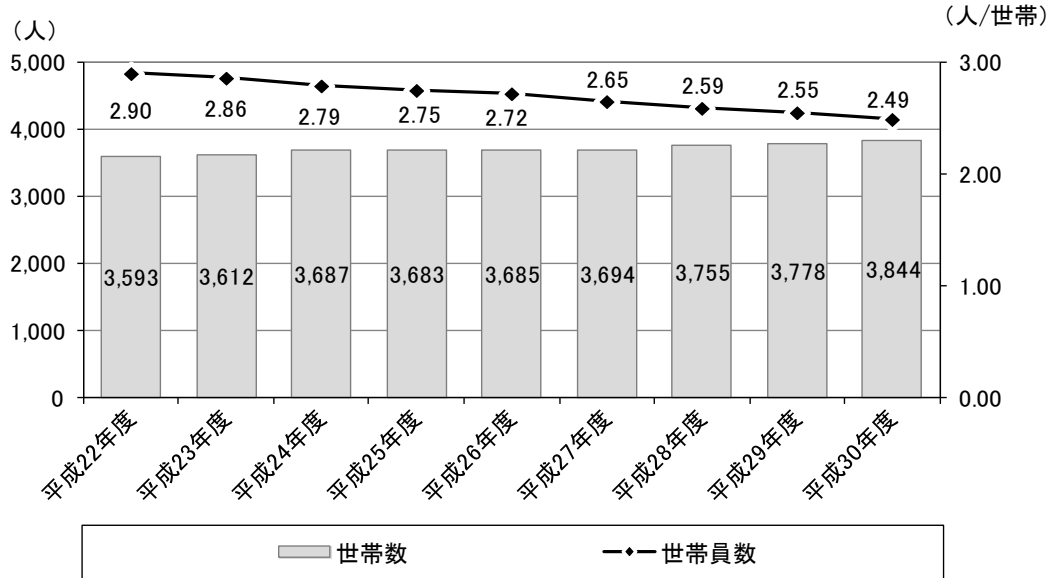


資料：学校基本調査

## (2) 世帯の状況

### ① 世帯数、1世帯あたりの平均人員の推移

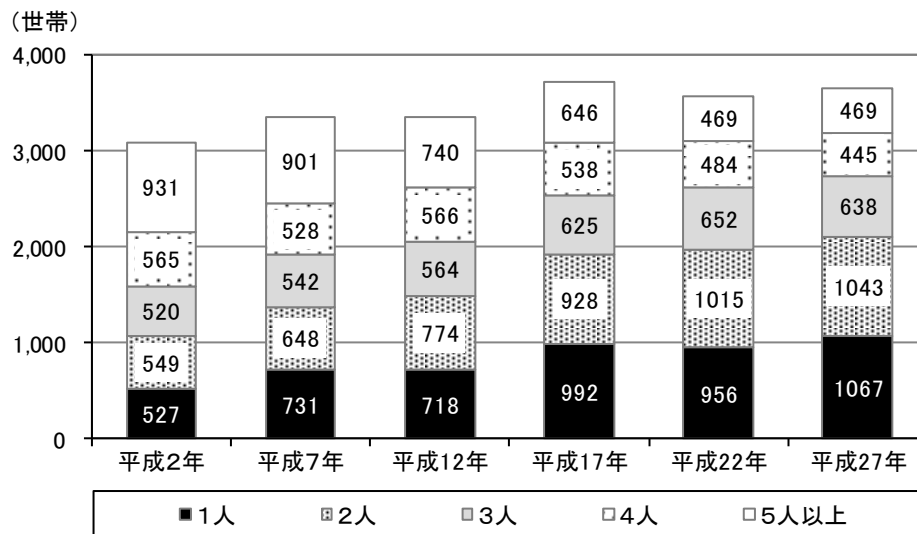
世帯数の推移をみると、年々増加していますが、1世帯あたりの平均人員は減少傾向となっており、核家族や単身世帯の増加など、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。



資料：孺恋村統計書

### ② 親族人員別世帯数の推移

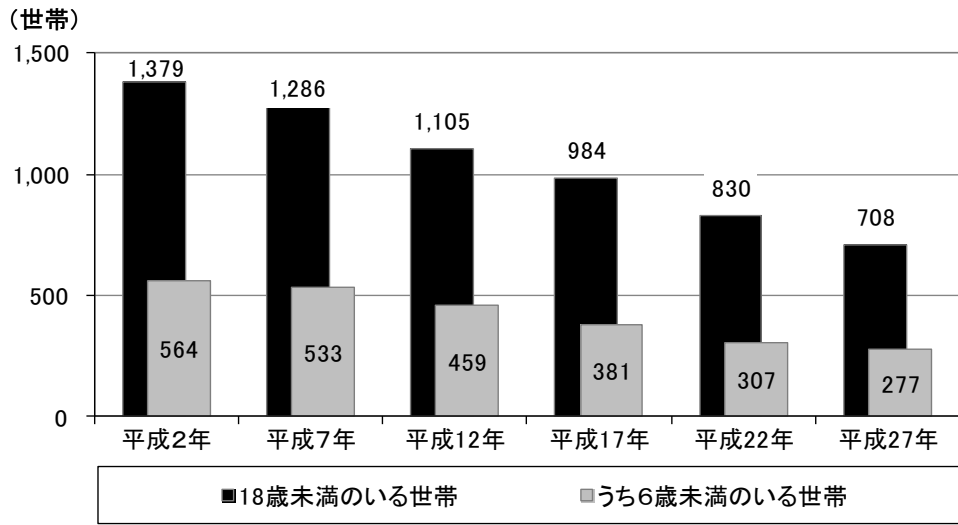
親族人員別世帯数の推移をみると、特に1人世帯、2人世帯が増加しており、4人世帯、5人以上の世帯は減少となっています。



資料：国勢調査

### ③子どものいる世帯数の推移

家族類型別の世帯をみると、「18歳未満のいる世帯」及び「うち6歳未満のいる世帯」いずれも減少傾向にあります。

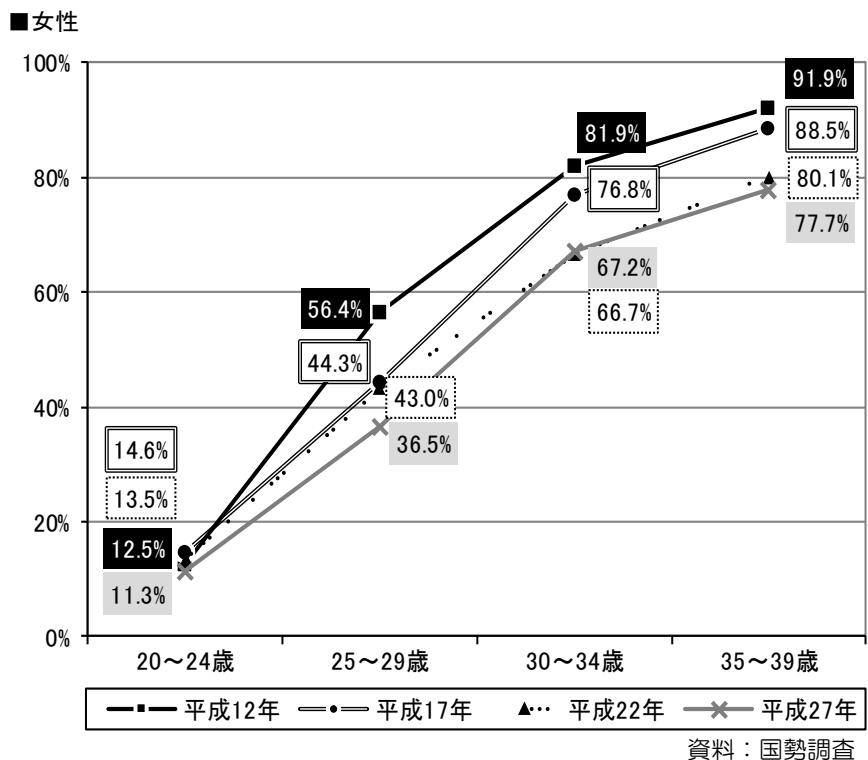
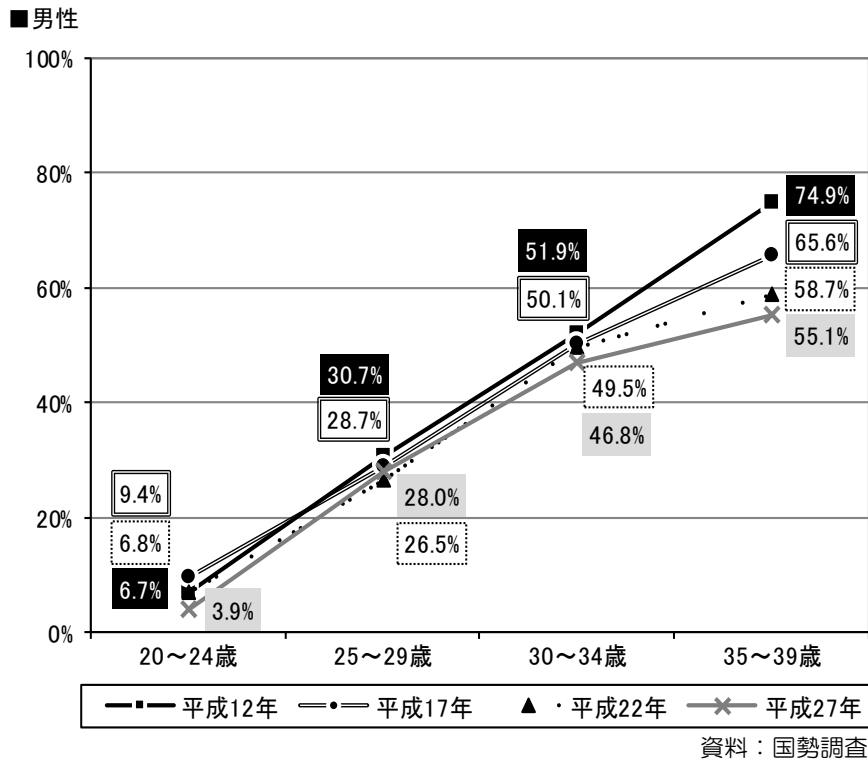


資料：国勢調査

### (3) 婚姻などについての状況

#### ①男女別婚姻率の推移

婚姻の推移についてみると、平成12年から平成27年にかけて、男性では特に35～39歳でマイナス19.8ポイントと大きく減少しています。また女性では、30～34歳でマイナス14.7ポイントと大きく減少しています。

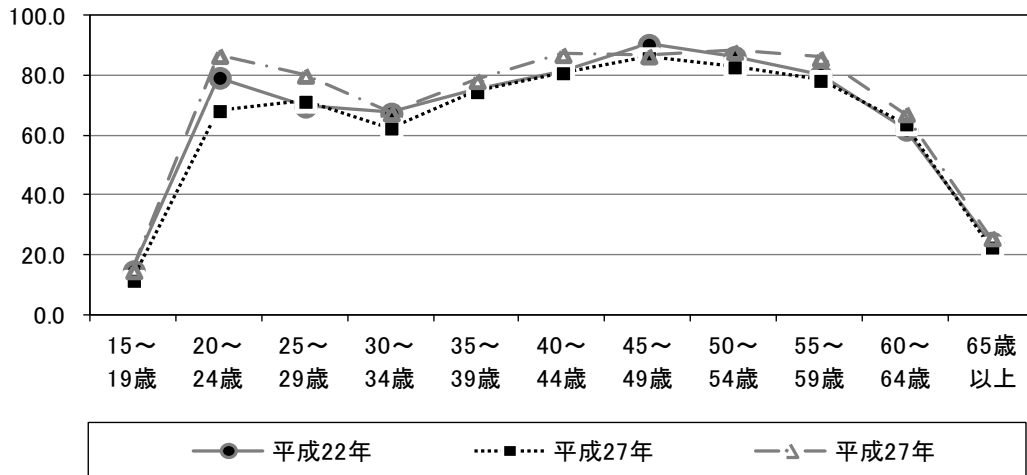


## (4) 就業率の状況

### ①女性の就業率

女性の就業率についてみると、25～39歳で他の世代に比べて就業率が一時低下し、その後上昇しています。

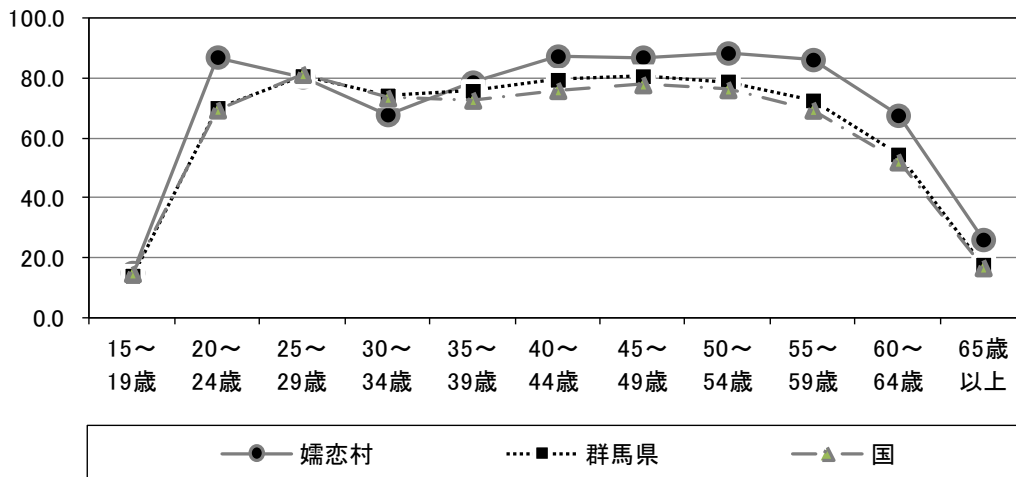
平成22年と平成27年で比較すると、女性の特に20～24歳、25～29歳で微増となっています。



資料：国勢調査

### ②女性の就業率の国、県比較

女性の就業率の国、県比較についてみると、孺恋村では25～29歳、30～34歳で国、県よりも低く、一方で40歳以上ではいずれも高くなっています。



資料：国勢調査

## 2 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査概要

### (1) 調査の目的

本計画の策定資料として、保育ニーズや本村の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。

### (2) 調査期間

平成31年2月12日(火)～平成31年2月22日(金)

### (3) 調査対象者

当村在住の未就学児童の保護者の方の400名、小学生児童の保護者の方450名を対象に、調査を実施しました。

### (4) 配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
未就学児童	400件	299件	74.8%
小学生	450件	391件	86.9%

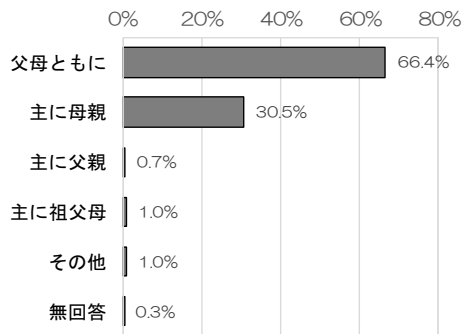
※未就学児、小学生とも各々無効が1件ずつありました

## (5) 調査結果の概要

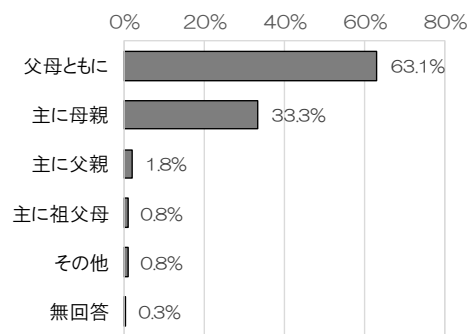
### ①子育てを主に行っている方〈単数回答〉

子育てを主に行っている方についてみると、就学前児童では「父母ともに」が66.4%と最も多く、次いで「主に母親」が30.5%、「主に祖父母」が1.0%、「その他」が1.0%となっています。小学生では「父母ともに」が63.1%と最も多く、次いで「主に母親」が33.3%、「主に父親」が1.8%となっています。

#### ■就学前児童 (N=298)



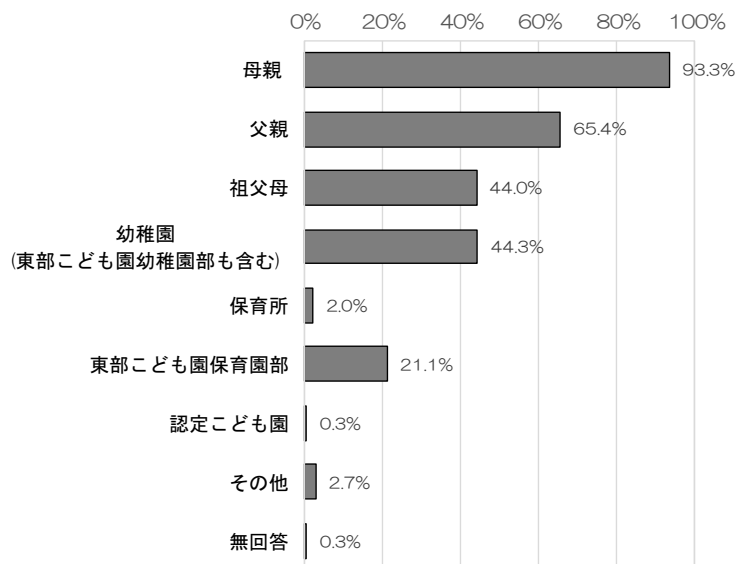
#### ■小学生 (N=309)



### ②子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方〈複数回答〉

子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方についてみると、「母親」が93.3%と最も多く、次いで「父親」が65.4%、「幼稚園（東部こども園幼稚園部も含む）」が44.3%となっています。

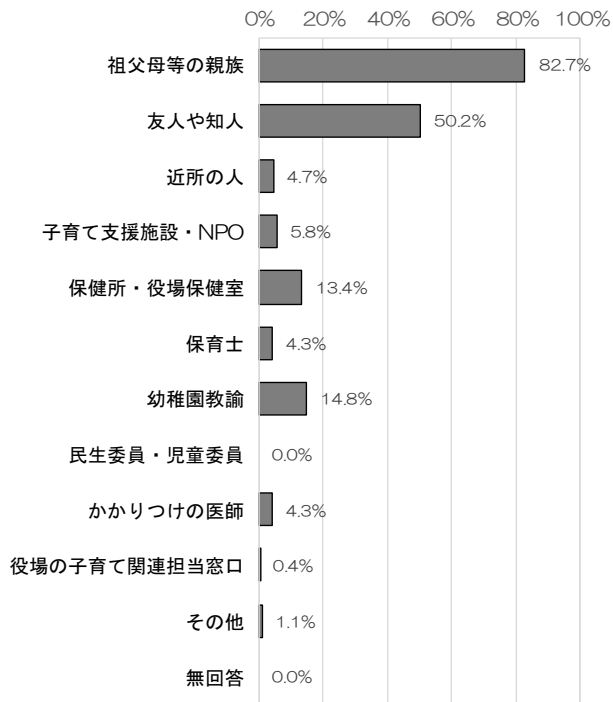
#### ■就学前児童 (N=298)



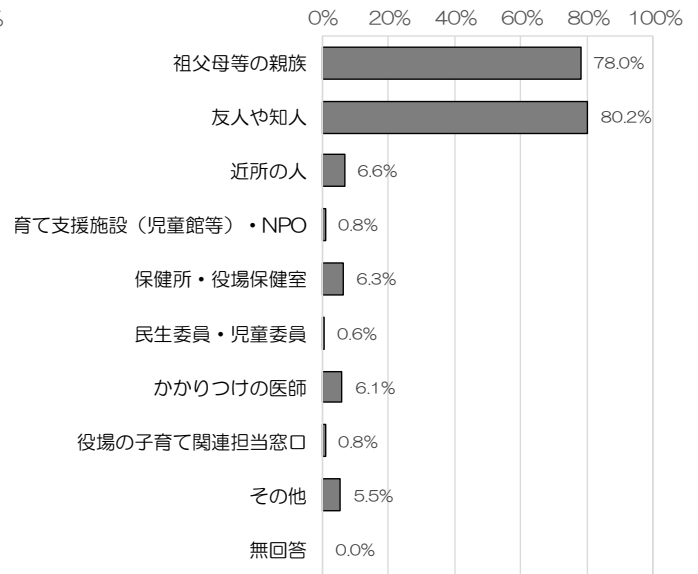
### ③子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先の有無〈単数回答〉

悩みや不安を相談する相手の有無についてみると、就学前児童では「祖父母等の親族」が82.7%と最も多く、次いで「友人や知人」が50.2%、「幼稚園教諭」が14.8%となっています。小学生では「友人や知人」が80.2%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が78.0%、「近所の人」が6.6%となっています。

■就学前児童（N=298）



■小学生（N=309）

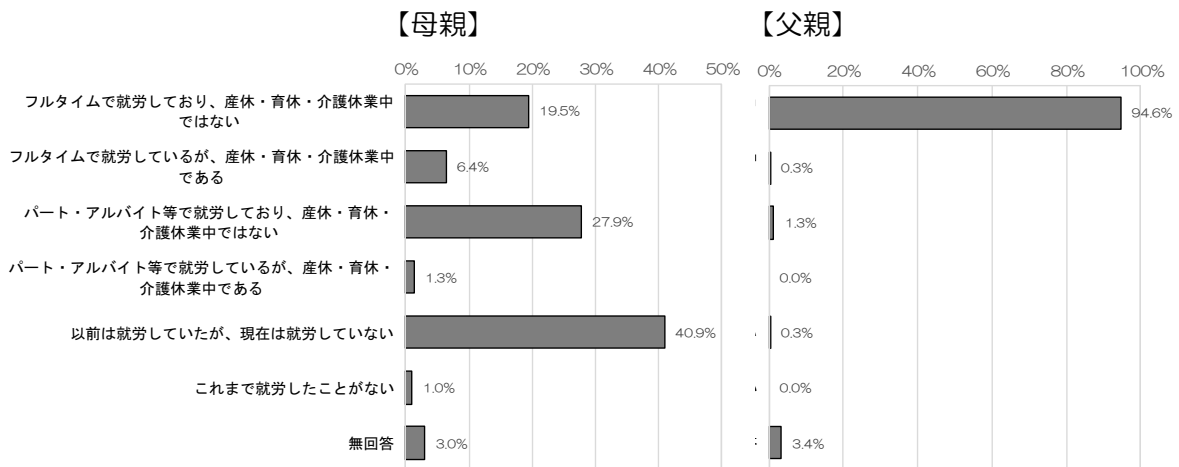




#### ④保護者の就労状況〈単数回答〉

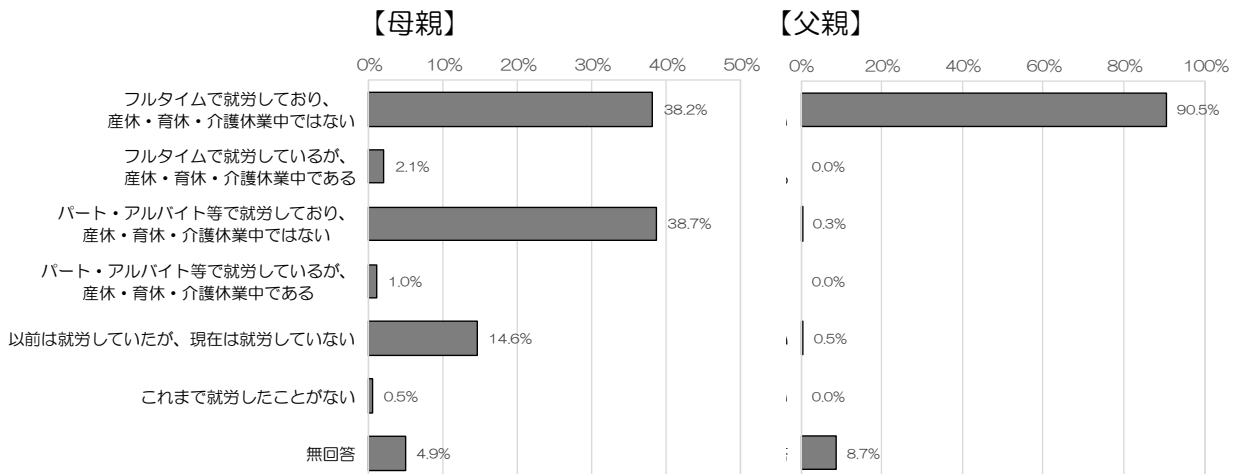
保護者の就労状況についてみると、就学前児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.9%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.5%となっています。父親では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が94.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が1.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が0.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.3%となっています。

##### ■就学前児童（N=298）



小学生の母親では「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.7%と最も多く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が38.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が14.6%となっています。父親では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が90.5%と最も多くなっています。

##### ■小学生（N=309）

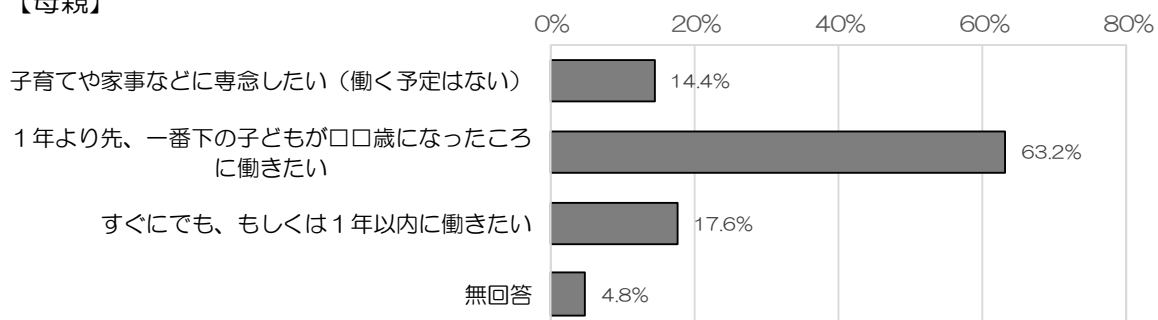


### ⑤現在就労していない母親の就労希望〈単数回答〉

現在就労していない方の就労希望についてみると、就学前児童の母親では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに働きたい」が63.2%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が17.6%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が14.4%となっています。

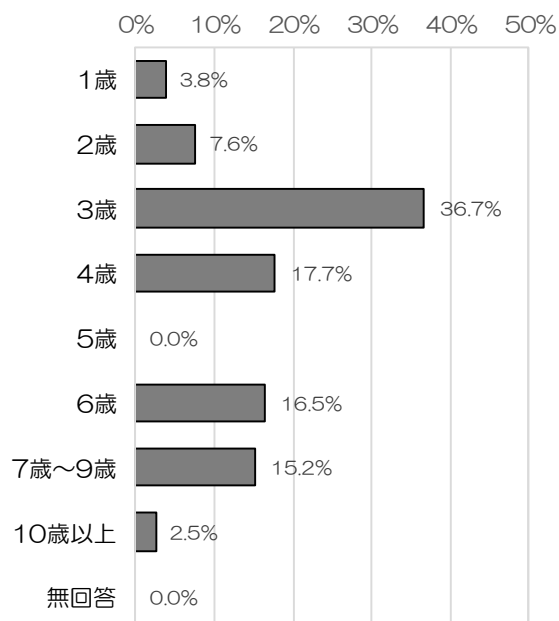
#### ■就学前児童（N=298）

【母親】



※「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに働きたい」の年齢

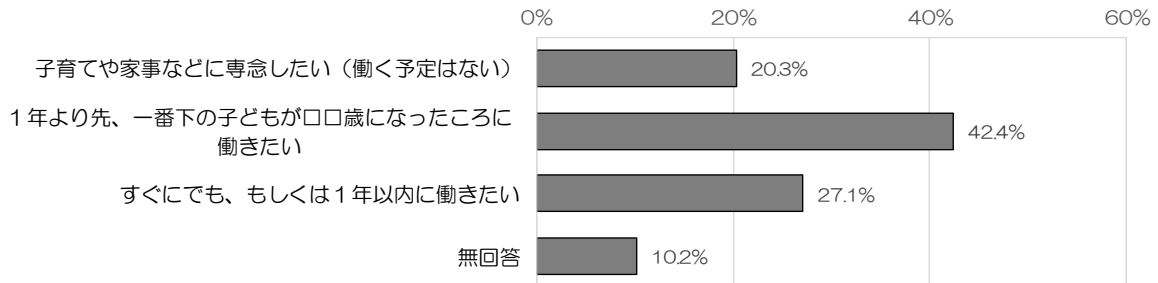
#### ■就学前児童（N=79）



現在就労していない方の就労希望についてみると、小学生の母親では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに働きたい」が42.4%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が27.1%となっています。

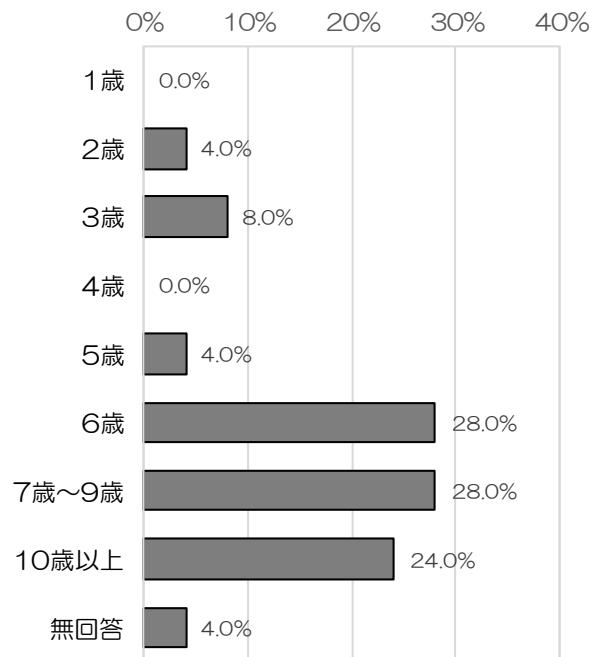
■小学生 (N=306)

【母親】



※「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに働きたい」の年齢

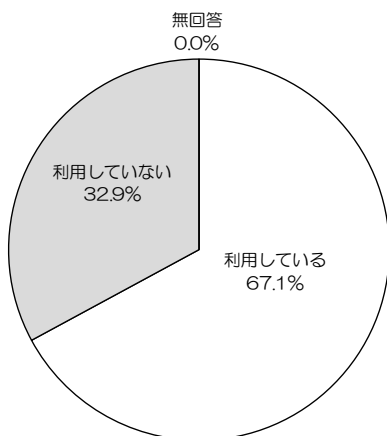
■就学前児童 (N=25)



⑥幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか〈単数回答〉

現在の定期的な教育・保育の事業の利用の有無についてみると、「利用している」が67.1%と最も多く、次いで「利用していない」が32.9%となっています。

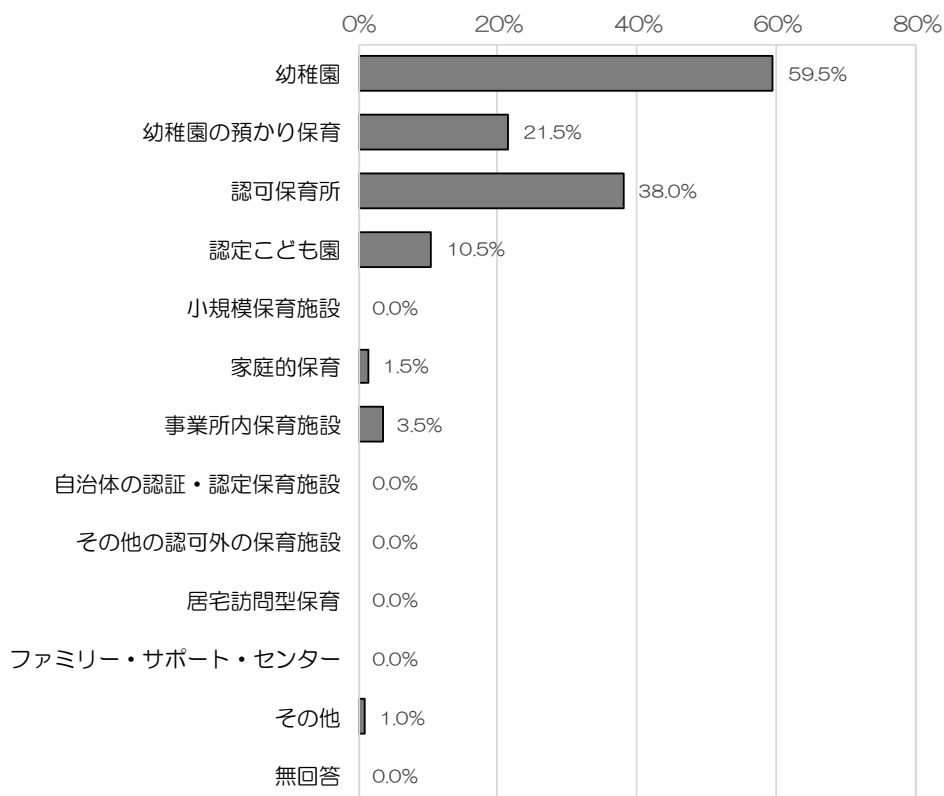
■就学前児童 (N=298)



⑦平日どのような教育・保育の事業を利用しているか〈複数回答〉

平日に利用している教育・保育の事業についてみると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が59.5%と最も多く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が38.0%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が21.5%となっています。

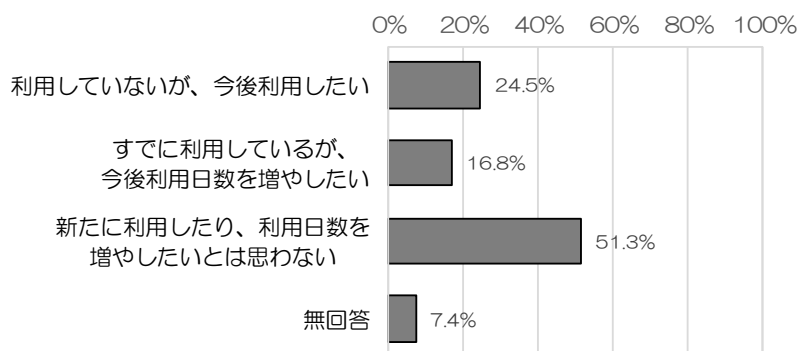
■就学前児童 (N=298)



### ⑧地域子育て支援拠点事業について、今後利用したいと思うか〈単数回答〉

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が51.3%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が24.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が16.8%となっています。

#### ■就学前児童（N=298）



### ⑨これまでに利用したことがある事業、今後利用したいと思う事業〈単数回答〉

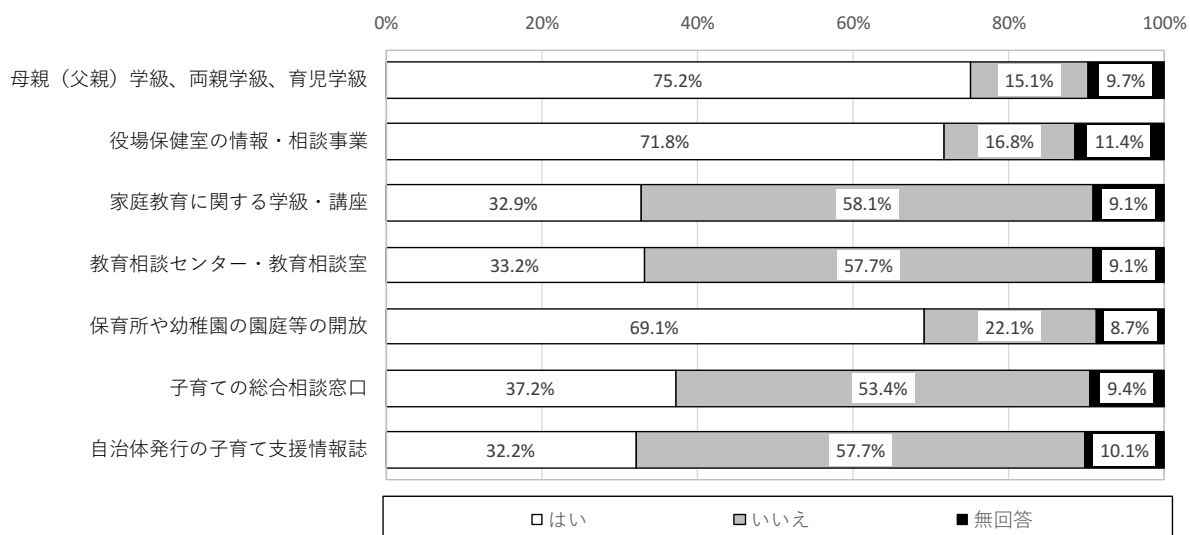
子育て支援事業の認知度（A.知っている）についてみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が75.2%と最も多く、次いで「役場保健室の情報・相談事業」が71.8%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が69.1%となっています。

子育て支援事業の利用状況（B.これまで利用したことがある）についてみると、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」が58.1%と最も多く、次いで「役場保健室の情報・相談事業」が45.0%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が43.3%となっています。

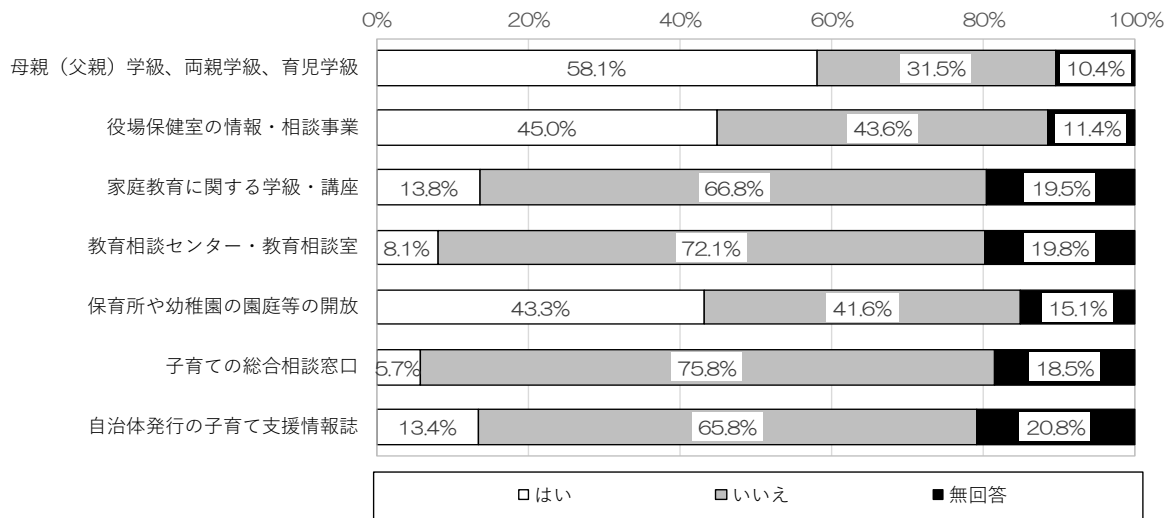
子育て支援事業の利用意向（C.今後利用したいと思う）についてみると、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が62.4%と最も多く、次いで「自治体発行の子育て支援情報誌」が49.7%、「役場保健室の情報・相談事業」が48.7%となっています。

#### ■就学前児童（N=298）

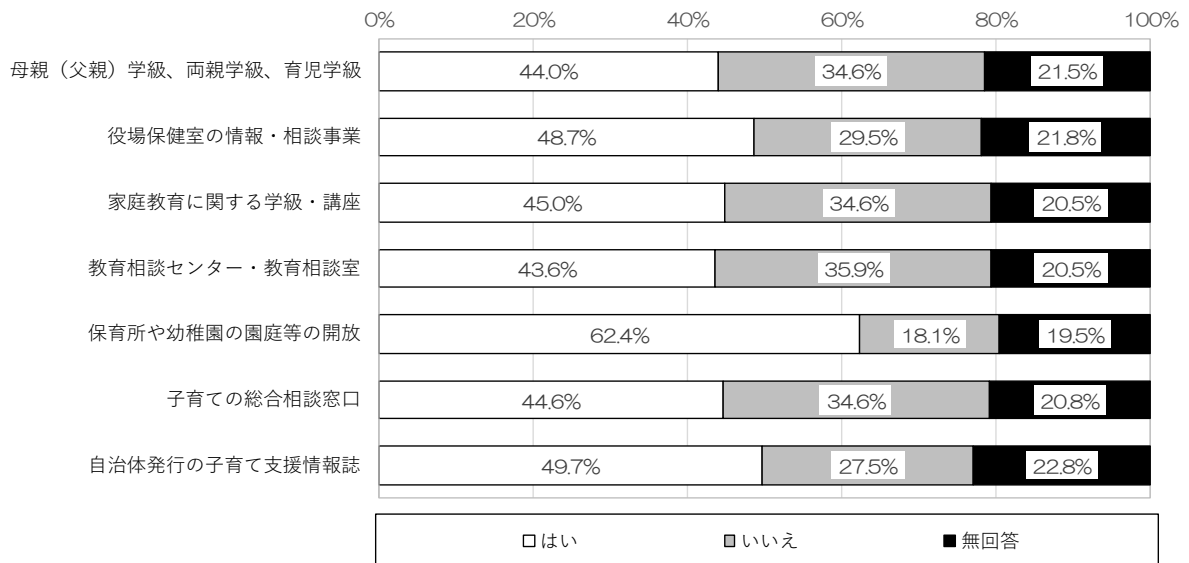
##### 【子育て支援事業の利用状況（A.知っている）】



【子育て支援事業の利用状況 (B.これまで利用したことがある)】



【子育て支援事業の利用意向 (C.今後利用したいと思う)】

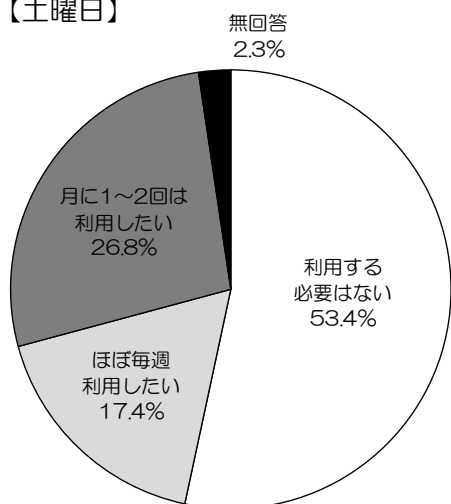


⑩土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望〈単数回答〉

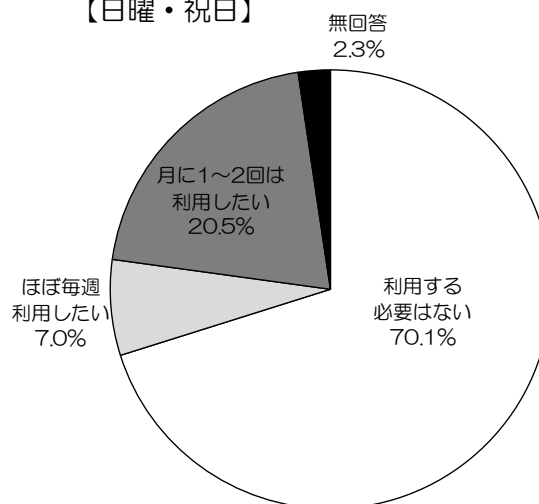
土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望についてみると、土曜日では「利用する必要はない」が53.4%と最も多く、日曜・祝日では「利用する必要はない」が70.1%と最も多くなっています。

■就学前児童 (N=298)

【土曜日】



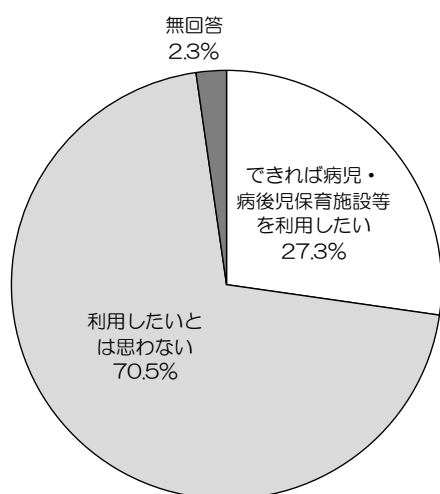
【日曜・祝日】



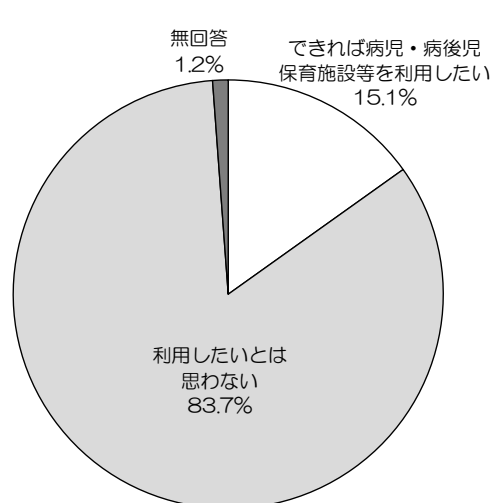
⑪「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか〈単数回答〉

父親または母親が休んだ方で「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったかについてみると、就学前児童では、「利用したいとは思わない」が70.5%と最も多く、小学生では「利用したいとは思わない」が83.7%と最も多くなっています。

■就学前児童 (N=298)



■小学生 (N=309)

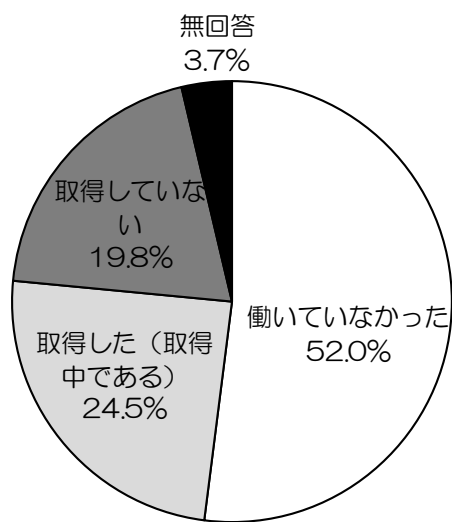


## ⑫子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉

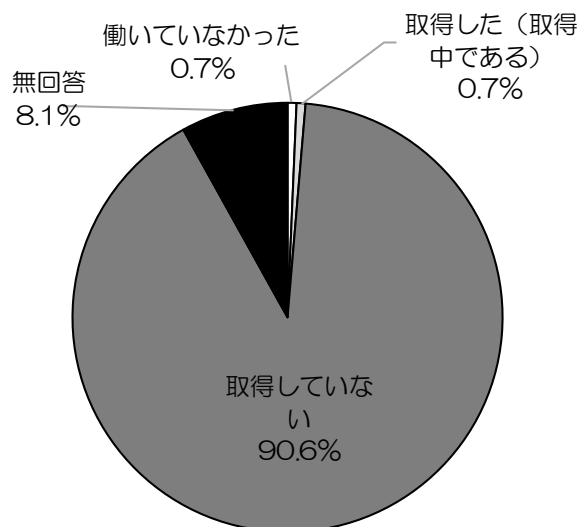
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が52.0%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が24.5%、「取得していない」が19.8%となっています。父親では、「取得していない」が90.6%と最も多く、「働いていなかった」、「取得した（取得中である）」がそれぞれ0.7%となっています。

### ■就学前児童（N=298）

#### 【母親】



#### 【父親】

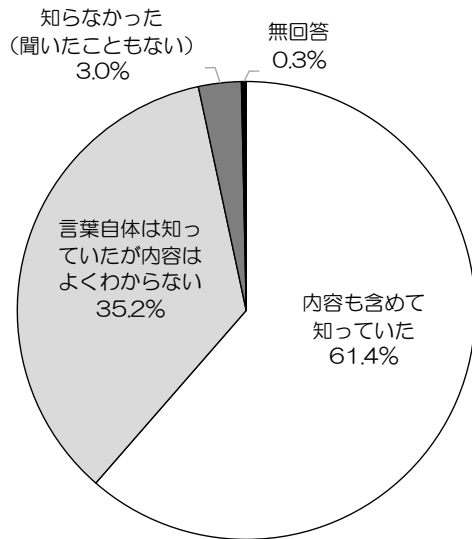




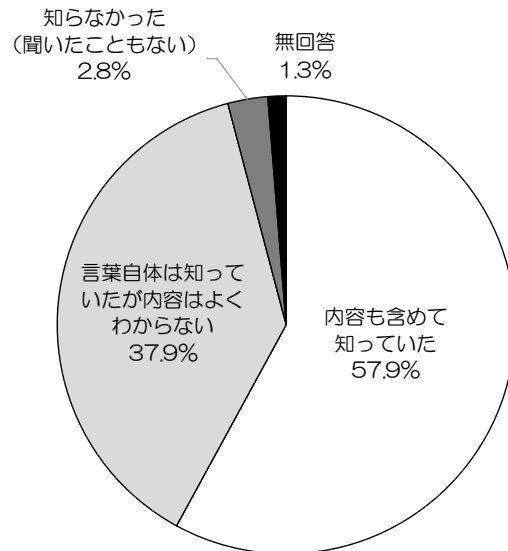
### ⑬「食育」の認知度〈単数回答〉

食育の認知度についてみると、「内容も含めて知っていた」が、就学前児童、小学生ともに6割前後となっています。

■就学前児童 (N=298)



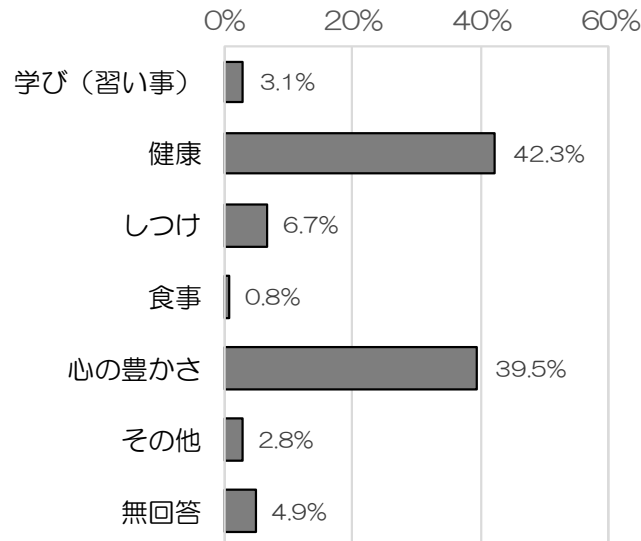
■小学生 (N=309)



### ⑭子育てで重点をおいていること〈単数回答〉

子育てで重点をおいていることについてみると、「健康」が42.3%と最も多く、次いで「心の豊かさ」が39.5%、「しつけ」が6.7%となっています。

■小学生 (N=309)



### 3 計画の進捗状況

#### (1) 認定者数

認定者数については、1号認定者数は年々減少傾向にあり、2号認定者数は、令和元年で大きく増加しています。3号認定者数は各年の増減はあるものの、微増の傾向となっています。

##### ■ 1号認定者数

	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実績	人	163	155	136	124	106

##### ■ 2号認定者数（標準）

	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実績	人	22	29	43	43	62

##### ■ 2号認定者数（短時間）

	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実績	人	12	1	0	3	1

##### ■ 3号認定者数

		単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
実績	0歳	人	7	4	2	11	7
	1・2歳		16	25	28	25	27

#### ※認定区分について

区分	内容	提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものも含む：教育ニーズ） ※「保育標準時間」認定：最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間） ※「保育短時間」認定：最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間） ※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48～64時間の範囲で、市町村が定める	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

## (2) 子育て支援サービス

子育て支援サービスについて、放課後児童健全育成事業では、令和元年では低学年の利用者が大きく増加しています。また、平成29年度以降、高学年の利用者が増加傾向にあります。

幼稚園在園児以外の一時預かり事業では、平成28年度から令和元年度の利用者が倍増となっています。

### ■放課後児童健全育成事業

利用者数（実人数）		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	1年生	人	5	19	25	28	24
	2年生		6	13	19	23	31
	3年生		7	23	17	17	27
	低学年合計		18	55	61	68	82
	4年生		1	20	26	23	20
	5年生		—	1	14	21	11
	6年生		—	—	1	10	14
	高学年合計		1	21	41	54	45

### ■地域子育て支援拠点事業

利用人数（延人数）	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	人回/年	—	—	—	4,656	7,000

### ■一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業

利用者数（延人数）		単位	平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	幼稚園在園児	人	—	2,523	3,215	2,336	1,692
	幼稚園在園児以外		—	3,853	6,469	7,898	7,938

### ■乳児家庭全戸訪問事業

訪問数（実人数）	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者	人	39	47	52	60	50
訪問数（実人数）		38	47	52	60	50
実施率	%	97.4	100	100	100	100

### ■妊婦健診

受診者数（延人数）	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者	人	749	869	794	786	770
受診者数		508	698	601	601	600
実施率	%	67.8	80.3	75.7	76.5	77.9

### ■養育支援訪問事業

訪問数（実人数）	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	人	4	1	4	1	4

※子育て支援サービスの令和元年度は見込み値

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の方向性および基本理念

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」においては、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが趣旨にうたわれています。また、新制度施行に伴い国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会が目指されている旨が明記されています。

また、子ども・若者は次代を担うかけがえのない存在であるとともに、将来の本村に新たな活力を生み出す貴重な存在でもあるため、子育ては子どもとその保護者に加えて、地域が一体となって推進していく必要があります。

本村では、前期計画において「地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援施策を一体的に推進してきました。本計画では、これまで実施してきた子ども・子育て支援の流れや国の動きを踏まえつつ、前期計画の理念である「地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり」を継承し、「親子の豊かな暮らし」を「地域全体で応援する」という視点をより一層強化しつつ、本村の子育て環境の充実を目指します。

#### 【計画の方向性】

- ◆子どもの幸せを第一に考え、子どもが安全で親が安心できるよう、地域における子育てを応援します。
- ◆家庭・学校及び地域が一体となり、社会全体で支えるネットワークづくりを応援します。
- ◆子育てによる孤立化を防ぎ、子どもとその家庭について幅広い範囲で応援します。
- ◆次の世代に親となる子どもたちを、親になることの「こころ構え」などの教育支援や働きかけを通じて応援します。

#### 【第2期孺恋村子ども・子育て支援事業計画の基本理念】

地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり

## 2 計画の基本目標

本計画では前期計画に引き続き、以下の7つの基本目標を掲げ、子育て支援施策を多様な視点から一体的に推進します。

---

### 基本目標1 地域における子育ての支援

---

近年、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化などにより、地域の連帯感や人間関係の希薄化が進み、子育て家庭が孤立するなどの問題が指摘されています。子どもを安心して生み育てるためには、地域による支援は不可欠なものです。子どもの幸せを第一に考え、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により児童の健全育成を図ります。

---

### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

---

妊娠期から乳幼児期は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。

親が安心して子どもを生み、また、すべての子どもが健やかに成長できる地域を目指して安心安全な妊娠・出産・子育てのための支援を推進し、育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした支援の強化を図ります。

さらに、悩みや不安に関する相談・支援体制の連携強化を行い、より身近で利用しやすいサービス提供に努めることはもとより、食に関する学習の場や情報の提供に取り組むほか、感受性が豊かな思春期にある子どもたちが、命の尊さや健康などについて学ぶ機会の充実が必要となっています。

---

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

---

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つことができるよう、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割と連携のあり方を再認識し、取り組んでいくことが重要です。

このため、学校や幼稚園教育はもとより、家庭や地域でも子育ての担い手であるという気持ちを持ち、教育機能の向上と有害情報対策も含めた教育環境の整備に努め、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意思で行動できる「生きる力」を、子ども一人ひとりの特性にあわせて身につけることができるよう支援します。

---

#### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

---

子どもの健全な育成のためには、生活の安全・安心を確保することが必要であるとともに、地域の恵まれた自然環境を活用した子育て支援が求められています。

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な生活を営むことができるよう、子ども連れや妊婦に配慮した施設の整備や、子どもにも利用しやすいデザインによる設計、子どもにも分かりやすい案内表示や情報発信等による子育て支援施設の充実のほか、本村の恵まれた自然環境を活かした体験・交流の機会等の提供が必要です。

---

#### 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

---

働く人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう「働き方の見直し」を進めることが重要です。そのためには、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行その他の諸要因を解消することも必要となります。

---

#### 基本目標6 子どもの安全の確保

---

核家族化や交通環境等の変化に伴い、子どもの安全を取り巻く環境が年々変化しているため、交通事故や犯罪の被害等から子どもを守るための取り組みが重要です。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむむらづくりに取り組みます。

また、安全な交通環境の整備を図るとともに、防犯灯の設置など防犯対策の充実を行い、住民、関係機関、行政が一体となって地域の安全対策を行っていくことが必要です。

---

#### 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

---

近年増加傾向にあるいじめや児童虐待については、その発生の予防から早期発見、早期対応、またきめ細かな相談体制の構築に至るまで、総合的な支援体制の整備に努めます。

また、ひとり親家庭に対しては、子どもが健やかに育つことができる環境の確保が重要であることから、経済面・就労面での支援など、自立に向けた総合的な取り組みを推進します。

さらに、障がいのある子どもが身近な地域で、一人ひとりのニーズに応じた支援を受け、伸び伸びと育つことができるよう事業・施策の一層の充実を図ります。

## 3 基本的視点

本計画においては、前期計画に引き続き、以下の9項目を重点的な視点とします。なお、この視点を基本として、行政が最大の努力をはらうことはもとより、保護者や地域住民、関係団体、関係機関等と連携を図りながら、本計画における施策の推進に努めていきます。

### (1) 子どもの視点

子育て支援サービスにより、最も影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

### (2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親であるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### (3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や、子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。

### (4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や企業、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手の協働のもとに子育て支援の取り組みを進めます。

### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

村民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、関係者が連携し仕事と生活の調和を図ります。特に、子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取り組みを進めます。

### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や、社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待などの子どもの抱える背景の多様化といった状況に十分対応できるよう、社会的養護体制についての整備を進めます。家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も十分踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を進めます。

### **(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点**

様々な社会資源や各種公共施設を効果的に活用するとともに、地域で子育てに関する活動を行う様々な村民活動団体や民間事業者、主任児童委員、民生委員児童委員、愛育会、食生活改善推進員、地域に貢献している高齢者などの力が十分に発揮されるように、各種取り組みを進めます。

### **(8) サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上、人材の資質の向上を図り、情報公開の取り組みを進めます。

### **(9) 地域特性の視点**

村内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を効果的に活用し、各種取り組みを進めます。

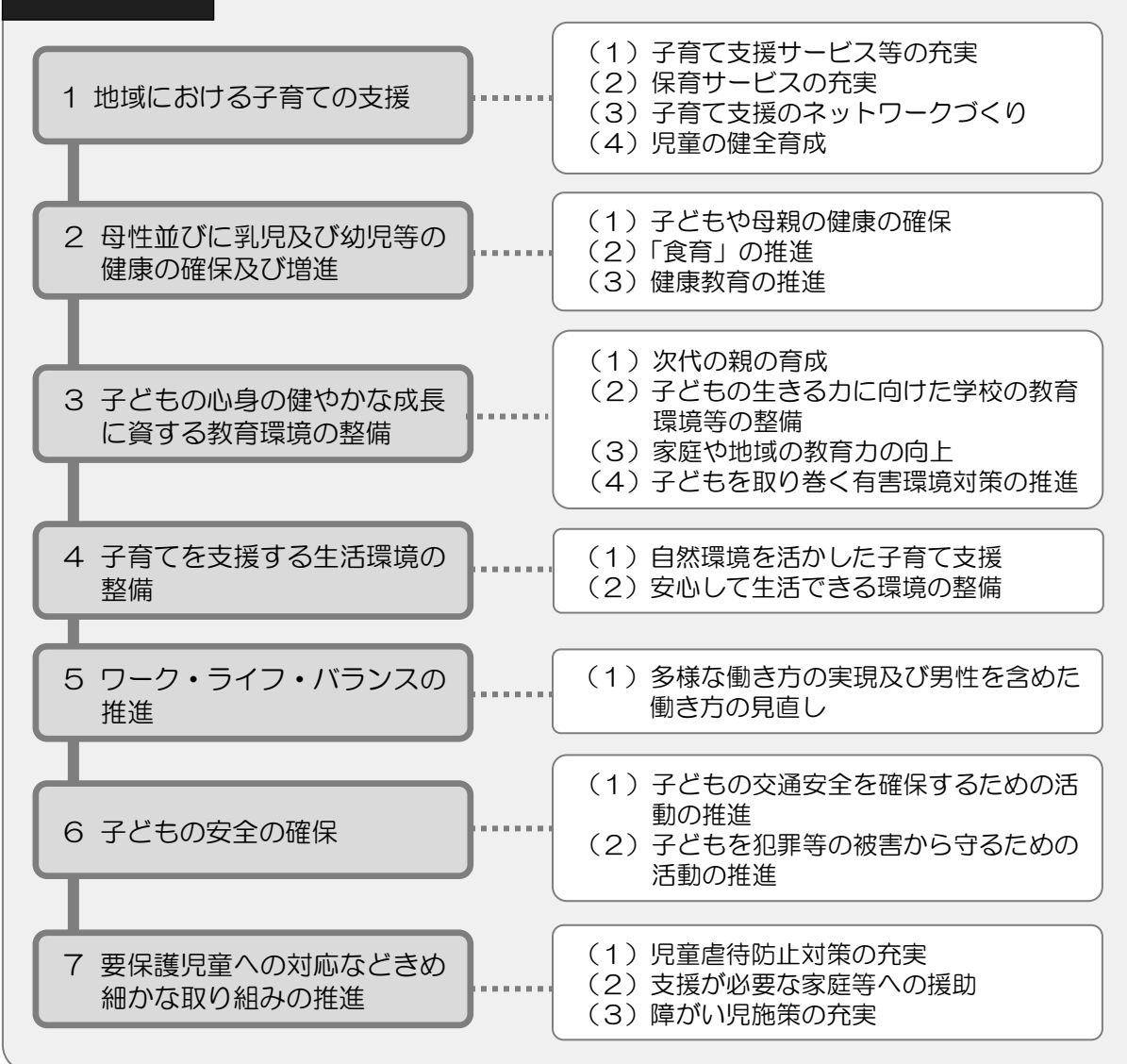


## 4 施策体系図

### 基本理念

地域で応援 親子が豊かに暮らせるむらづくり

### 基本目標



### 基本的視点

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| (1) 子どもの視点         | (6) すべての子どもと家庭への支援の視点    |
| (2) 次代の親づくりの視点     | (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点 |
| (3) サービス利用者の視点     | (8) サービスの質の視点            |
| (4) 社会全体による支援の視点   | (9) 地域特性の視点              |
| (5) 仕事と生活の調和の実現の視点 |                          |

# 第4章 子ども・子育て支援の推進

## 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

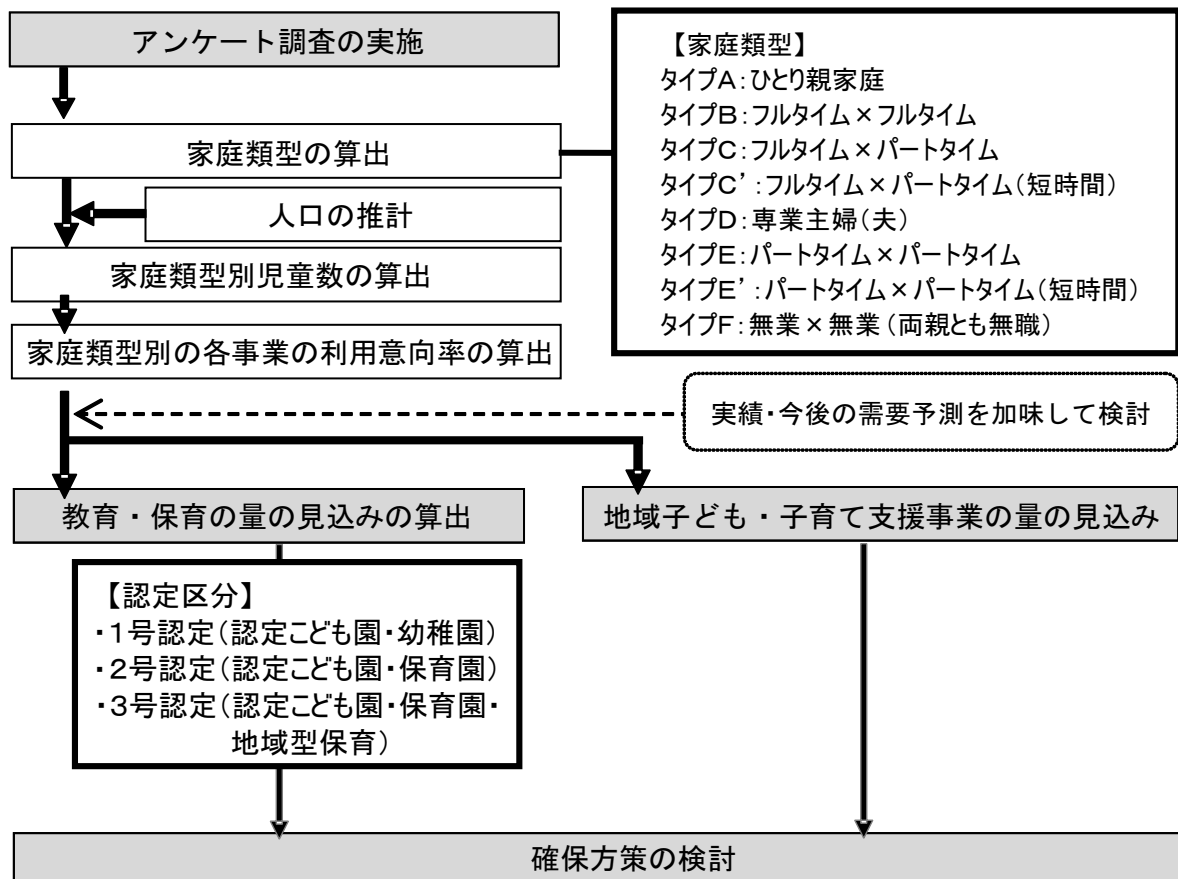
国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件と、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況等の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

本村においては、村域や通勤圏、提供区域内での需給調整などを勘案し、村全体を1区域として設定します。

## 2 各年度における教育・保育の量の見込み

### (1) 量の見込みの算定にあたって

今後の人口の動向や事業利用実績、供給体制などを踏まえるとともに、平成30年度に実施したアンケート調査結果から、利用者状況、利用者の潜在的な希望を把握した上で、量の見込みを設定します。



## (2) 各年度における教育・保育の量の見込み

本村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望を踏まえて、各年度の教育・保育の量の見込みを算出します。

子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望を分析し、認定区分ごと(3号認定は年齢ごと)に、量の見込み(必要利用定員総数)を定めます。

【人口の推移と推計値】

単位：人

年齢	実績					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	69	43	55	55	61	51	49	47	46	44
1歳	50	67	47	58	54	62	53	50	49	47
2歳	62	51	65	50	58	55	63	53	51	49
3歳	71	59	50	65	52	58	54	63	53	51
4歳	65	69	60	50	66	52	58	55	63	53
5歳	67	61	69	61	52	66	52	58	55	63
合計	384	350	346	339	343	344	329	326	317	307

※推計値はコーホート変化率法により算出

【教育・保育の量の見込み】

①1号認定・2号認定(教育ニーズあり)

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定+2号認定 (教育ニーズあり)	107	98	104	93	96

②2号(教育ニーズなし)・3号認定

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定 (教育ニーズなし)		68	64	68	69	61
3号 認定	1・2歳	29	27	23	23	23
	0歳	3	4	4	3	3
合計		100	95	95	95	87

### ■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり(幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものも含む：教育ニーズ)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

### (3) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の提供区域で設定した「量の見込み」に対して、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

確保の内容の設定に当たっては、保護者の就労状況やその変化等を踏まえて、柔軟に子どもを受け入れるための体制を確保します。また、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況と利用希望を踏まえた上で設定します。

#### 【教育・保育の確保の内容と実施時期】

##### ■令和2年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳	
認 定		1号+2号(教 育二一ズ)	2号(保育二 一ズ)	3号		
①量の見込み	(人)	107	68	29	3	
②確保方策	特定教育・保育施設	(人)	107	68	29	3
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

##### ■令和3年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳	
認 定		1号+2号(教 育二一ズ)	2号(保育二 一ズ)	3号		
①量の見込み	(人)	98	64	27	4	
②確保方策	特定教育・保育施設	(人)	98	64	27	4
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0	0

■令和4年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳
認 定		1号+2号(教 育二一ズ)	2号(保育二 一ズ)	3号	
①量の見込み	(人)	104	68	23	4
② 確保 方 策	(人)	104	68	23	4
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0

■令和5年度

年特定教育・保育施設 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳
認 定		1号+2号(教 育二一ズ)	2号(保育二 一ズ)	3号	
①量の見込み	(人)	93	69	23	3
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	(人)	93	69	23
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0

■令和6年度

年 齢		3～5歳		1, 2歳	0歳
認 定		1号+2号(教 育二一ズ)	2号(保育二 一ズ)	3号	
①量の見込み	(人)	96	61	23	3
② 確保 方 策	特定教育・保育施設	(人)	96	61	23
	確認を受けない幼稚園	(人)	-	-	-
	特定地域型保育事業	(人)	-	-	-
	認可外保育施設	(人)	-	-	-
過不足(②-①)		(人)	0	0	0

■3号認定(0～2歳)の保育利用率

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	19.0%	18.8%	18.0%	17.8%	18.6%

### 3 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込みに対応するように、地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。放課後児童健全育成事業については、国の放課後子ども総合プランの動向を踏まえて、放課後子ども教室等との連携に努めます。

#### 【地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期】

##### ①放課後児童健全育成事業

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みですが、近年、小学校低学年の利用実績が大きく増加しているため、利用動向に柔軟に対応し、ニーズを充足できる提供体制を整備します。

##### ■低学年

利用者数(延人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	79	78	75	76	71
B 確保の内容	人	90	90	90	90	90
B-A	人	11	12	15	14	19

##### ■高学年

利用者数(延人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	53	52	51	47	48
B 確保の内容	人	60	60	60	60	60
B-A	人	7	8	9	13	12

##### ②一時預かり事業（在園児対象型）

保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、幼稚園などの場所において、一時的に預かる事業です。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。

利用者数(延人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
A 量の見込み	幼稚園型	人	2,400	2,236	2,400	2,331	2,277
	幼稚園型以外	人	7,647	7,126	7,647	7,430	7,256
A 量の見込み合計	人	10,047	9,362	10,047	9,761	9,533	
B 確保の内容	人	10,047	9,362	10,047	9,761	9,533	
B-A	人	0	0	0	0	0	

### ③地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。今後も魅力のある催しや相談の機会等を充実させ、利用者のニーズに応えるよう内容の充実に取り組みます。

利用者数(延人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	7,000	7,250	7,500	7,750	8,000
B 確保の内容	人	7,000	7,250	7,500	7,750	8,000
B-A	人	0	0	0	0	0

### ④利用者支援事業

保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て支援事業の情報を集約し、子どもや保護者からの利用に当たって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言するとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

箇所数	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
B 確保の内容	箇所	1	1	1	1	1
B-A	箇所	0	0	0	0	0

### ⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。本村では年間約50人の新生児が生まれており、当該家庭との連絡を密にしつつ、事業を実施します。

利用者数(実人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	51	49	47	46	44
B 確保の内容	人	51	49	47	46	44
B-A	人	0	0	0	0	0

### ⑥養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問することで、養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

様々なケースに対応できるよう、情報共有や研修参加などにより、効果的な事業実施ができるよう取り組みます。

利用者数(実人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	3	3	3	3	3
B 確保の内容	人	3	3	3	3	3
B-A	人	0	0	0	0	0

### ⑦妊婦健診

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、公費負担の受診票を交付することで、医療機関等への受診を勧奨します。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。今後も年間 50 名ほどの妊婦が見込まれるため、対象者が確実に健診を受けることができるよう、引き続き周知します。

利用者数(実人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	49	47	46	44	42
B 確保の内容	人	49	47	46	44	42
B-A	人	0	0	0	0	0

### ⑧産後ケア

産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

現状の提供体制でニーズを充足できる見込みです。

利用者数(延人数)	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	人	70	70	75	75	80
B 確保の内容	人	70	70	75	75	80
B-A	人	0	0	0	0	0



## 4 地域の子育て支援の推進方策

### (1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保に関する事項

幼保一体型施設については、本村では「村立こども園」が鎌原地区にあり、幼稚園児と保育園児が同じ施設で一緒に教育・保育を受けています。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）を推進するために、幼保一体化施設の特色を活かして教育・保育の人事交流を推進するなど、教育・保育の一体的な提供に努めます。

## 第5章 計画の基本施策

### 基本目標1 地域における子育ての支援

#### (1) 子育て支援サービス等の充実

##### ◆現状と課題

社会情勢の多様な変化による、地域と子育て家庭のつながりの希薄化にともない、子育て家庭が地域で孤立することが懸念されています。こうした状況に対して、子育てについての相談や情報提供、保護者同士の交流等を総合的に実施し、子育て家庭が抱える不安やストレスを緩和・解消することが重要となっています。

本村では、児童の養育支援や、にこにこ広場における親子活動への支援等を通じて、保護者同士のネットワークづくりや、子育ての不安の解消に努めています。

また、放課後児童健全育成事業については高学年の児童も利用可能となっており、放課後子ども教室については放課後の空き教室や公民館等を利用して実施しています。

今後も、妊娠期から継続的に、いつでも安心して利用できる子育て支援体制の充実とともに、より多くの子育て家庭が適切な子育て支援を受けられるよう、各種取り組みを総合的に推進します。

##### ◆施策の方向

#### ①施設における保護者の児童の養育を支援する事業

具体的施策	担当課	施策内容
放課後児童健全育成事業（学童保育）	教育委員会	就労等の理由により、保護者が昼間に不在の、小学校児童に対して、授業終了後、遊びや生活の場を提供することによって、健全育成を図ります。
病後児保育	住民福祉課	日常、保育所に通所している児童が病気の「回復期」で集団保育が困難な時期に、病院または診療所において一時的に預かる事業です。本計画期間中の実施は予定していませんが、状況に応じて検討を行います。
一時預かり事業	教育委員会	週に1～3日程度、臨時・緊急的に保育所の利用ができます。保護者の勤務形態などの事情、疾病・入院等の場合のほか、育児疲れ解消等のためにも利用できます。
幼稚園預かり保育事業	教育委員会	幼稚園において、幼児教育に関する日常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行います。村では東部はこども園、西部は幼稚園として、2園で実施しています。

②保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

具体的施策	担当課	施策内容
子育てサポート事業	住民福祉課	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されます。
放課後子ども教室推進事業	教育委員会	地域の多様な経験を持つ人材や豊かな社会資源を活かし体験活動の場を提供することによって豊かな心身を育み、児童の健全育成を図ります。
こども子育て支援センター事業	住民福祉課	妊娠中から出産・子育て期まで安心して過ごすことができるよう様々な悩みや相談に応じ、一人ひとりに寄り添い切れ目のない細やかな支援を行います。
素敵に子育てイキイキ講座実施事業	教育委員会	子育て中の母親を支援し、同じ境遇の母親同士が交流を持てる場所を提供します。日頃の家事や子育てから少し離れて自分を磨くことで、母親がイキイキと過ごせるようになることを目的とし、講座を開設します。
子育て支援拠点事業 (にこにこ広場)	住民福祉課	小学校就学前の乳幼児およびその保護者が交流できる場所を提供するとともに、子育て情報の発信を行います。また、絵本の読み聞かせや季節に合わせたイベントなどを実施し、乳幼児や保護者同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。

## (2) 保育サービスの充実

### ◆現状と課題

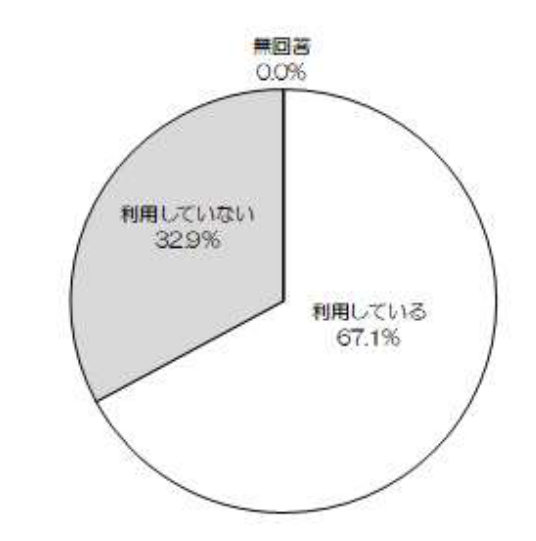
近年、女性の就労率の上昇により、子育て家庭においても共働きが増加しており、保育サービスにおけるニーズも多様化が進んでいます。

本村では、村立こども園において保育サービスの提供を行っていますが、休日保育については、職員の体制などが課題となっています。

アンケート調査では、幼稚園や保育所等の教育・保育の事業を定期的に利用している人は67.1%と半数以上となっています。また、就労希望については、就学前児童の母親で「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が63.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」が17.6%と、合わせて8割を超える回答となっています。

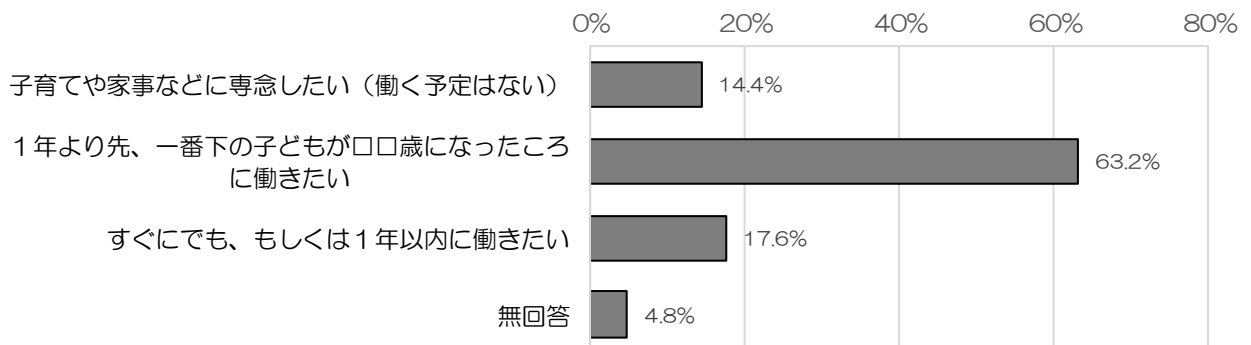
今後も共働き家庭の増加が予測される中で、子育てをしながら働き続けるために、多様化する保育ニーズに応じた、サービスの提供を行います。

### ■幼稚園や保育所などの教育・保育の事業を定期的に利用しているか〈単数回答〉 【就学前児童 N=298】

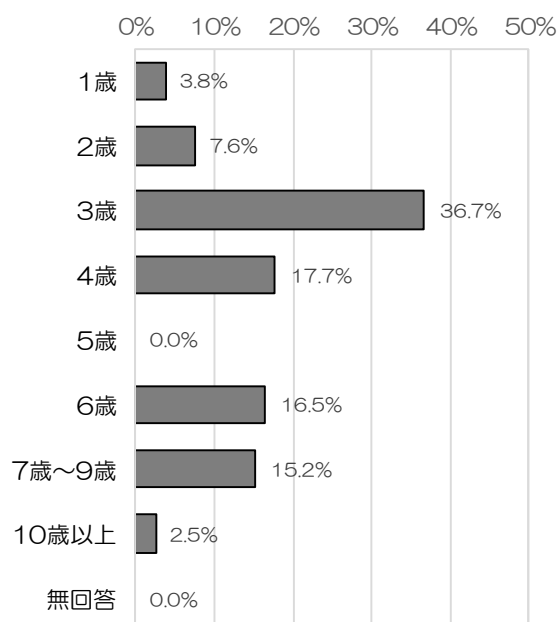


### ■就労希望〈単数回答〉

【就学前児童母親 (N=298)】



※就労希望の設問中、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに働きたい」の年齢  
【就学前児童（N=79）】



## ◆ 施策の方向

### ① 通常保育事業の提供体制の整備

具体的施策	担当課	施策内容
通常保育	教育委員会	保護者の仕事、または病気等により、家庭において保育することができない（保育に欠ける）児童に対し、子ども園での保育を実施します。

### ② 延長保育、休日保育等多様な保育需要に応じた保育サービスの提供

具体的施策	担当課	施策内容
延長保育	教育委員会	通常保育時間から延長しての保育を行います。
休日保育	教育委員会	休日保育の実施については、本計画期間中は予定していませんが、保護者の休日における就労の状況に応じて検討を行います。

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

#### ◆現状と課題

社会情勢の様々な変化とともに、地域関係の希薄化や核家族化が進行しており、子育てへの不安や負担感を抱える子育て家庭に対する支援の重要性が増加しています。また、結婚や転勤等による転入者は地域とのつながりを持つ機会が少なく、子育てに関する情報の入手が難しいため、情報提供の対策が求められています。

本村では平成 30 年に子育てガイドブックを作成し、子育て支援に関する様々な情報を提供しています。

今後は、さらなる保護者ニーズに応えるために WEB サイト等の媒体を活用した情報発信についても検討を進めます。また、一連の情報の収集や発信の機会を通じて、子育て支援に関する関係機関・団体及び地域の活動主体者との連携を強化し、本村における子育て支援のネットワーク拡充に努めます。

#### ◆施策の方向

##### ①子育てに関する情報提供

具体的施策	担当課	施策内容
子育てガイドブック、ホームページによる情報発信	住民福祉課	平成 30 年に作成した子育てガイドブックにより、各種子育て支援サービス等についての情報提供を行います。また、子育て WEB サイトを構築し、より充実した子育て情報の発信を行います。

## (4) 児童の健全育成

### ◆現状と課題

近年、核家族化などによって家族規模が縮小する中で、家庭における教育力の低下が懸念されており、家庭教育に関する学習機会や親子のふれあいの機会の提供等を通じた、子どもの健やかな成長を促すための支援が必要となっています。

本村では、おもしろ科学教室や子育て支援拠点事業、スポーツ少年団の育成などを実施しており、特に吾妻郡内の町村が持ち回りで会場となって開催しているおもしろ科学教室は、参加者が多い状況となっています。一方、スポーツ少年団については少子化にともない参加者が減少傾向となっています。

子どもが健やかに育ち、成長していくためには、子育て中の保護者を含めた村民一人ひとりが、子育てへの関心を高め、家庭、地域、学校、行政等が連携して、地域社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

### ◆施策の方向

#### ①公民館、学校等の社会資源及び民生児童委員、ボランティア、子ども会等を活用した取り組み

具体的施策	担当課	施策内容
おもしろ科学教室	教育委員会	公民館において、群馬県サイエンスインストラクター吾妻支部の協力を得て、毎年2回、おもしろ科学教室を開催します。
にしあがつまふるさとキッズ	教育委員会	ハイキング、ものづくり体験、日本の行事の継承活動など、吾妻郡西部3町村で企画し、父親の子育て参加を呼びかけ、親子の絆を深める活動を実施します。

#### ②にこにこ広場における絵本の読み聞かせ、おやつ作り教室等、親子のふれあいの機会を計画的に提供

具体的施策	担当課	施策内容
子育て支援拠点事業 (にこにこ広場) 【再掲】	住民福祉課	小学校就学前の乳幼児およびその保護者が交流できる場所を提供するとともに、子育て情報の発信を行います。また、絵本の読み聞かせや季節に合わせたイベントなどを実施し、乳幼児や保護者同士の交流、親子のふれあいの機会を提供します。

### ③スポーツ少年団への支援

具体的施策	担当課	施策内容
スポーツ少年団の育成と選手派遣費用の助成	教育委員会	団員の増加に努めるとともに、村大会として各種大会を開催します。

### ④健全育成のための取り組み

具体的施策	担当課	施策内容
青少年育成功労者・善行者の表彰	教育委員会	青少年育成功労者・善行者に対し、表彰を行います。



## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### ◆現状と課題

子どもが健やかに成長していくためには、母子の心身の健康を保つことが重要であり、特に、妊娠期から出産期、乳幼児期にかけての母子の健康を管理・維持していく必要があります。

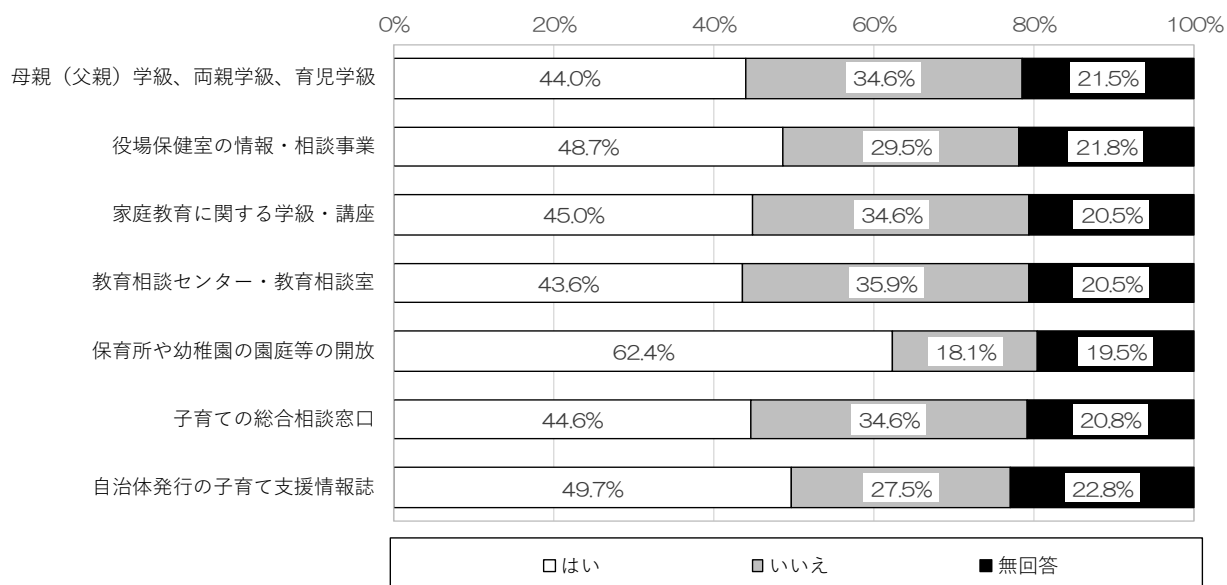
本村では、両親学級や健診、相談事業等を通じて、妊娠や出産、育児等についての相談を行っています。

アンケート調査における子育て支援事業の利用意向をみると、就学前児童の両親学級や相談関連の事業における利用意向には、それぞれ5割近い回答があがっています。

今後も、妊娠期から乳幼児期・思春期を通じて、一貫した体制のもとで心身の健康づくりや疾病の早期発見を進めるとともに、子どもの成長段階に応じた一体的な支援を行います。また、相談事業等の支援体制の充実とともに、各種事業や相談窓口の周知を図ります。

#### ■子育て支援事業の利用状況〈単数回答〉

【就学前児童（N=298）】



## ◆ 施策の方向

### ① 疾病の予防及び早期発見のための事業を実施

具体的施策	担当課	施策内容
定期予防接種事業	住民福祉課	予防接種法に基づき、対象者に個別通知し、個別接種または集団接種により実施します。
母子健康手帳交付	住民福祉課	母子手帳、妊婦健康診査受診券等の使用方法の説明・交付、妊娠中に役立つ参考資料の提供、妊婦・新生児訪問、両親学級等の説明を行います。また妊娠届出時アンケート、フェイスシート、アセスメントシートを使用し、妊婦の全体像の把握と、必要に応じて継続支援を行います。
妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査	住民福祉課	県医師会、各病院との契約により実施しており、母子手帳交付時に妊婦健診 14 回分、産婦健診 1 回分、新生児聴覚検査 1 回分の受診券を交付します。
乳幼児健診・相談事業	住民福祉課	各月齢・年齢（2・4・7・10・12 か月、1 歳 6 か月、2 歳、2 歳 6 か月、3 歳、4 歳、5 歳）になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。
大人の風しん予防接種費用補助事業	住民福祉課	妊婦が風しんにかかることで子どもに種々の障がいが発生する「先天性風しん症候群」の予防のため、妊婦の夫や、妊娠を希望している女性等を対象に、風しん予防接種の費用を一部補助します。

### ② 子どもの発育・発達を支援する事業の推進

具体的施策	担当課	施策内容
乳幼児健診・相談事業【再掲】	住民福祉課	各月齢・年齢（2・4・7・10・12 か月、1 歳 6 か月、2 歳、2 歳 6 か月、3 歳、4 歳、5 歳）になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。
親子ふれあい教室	住民福祉課	年 11 回、未就園児とその保護者に対し、にこにこ広場において、保健師、保育士、愛育班員等による親子遊び、読み聞かせ、育児相談など、就園前の親子に仲間づくり、情報交換の機会を提供します。また、不安軽減につながるような育児知識の普及を図ります。

具体的施策	担当課	施策内容
健診・相談後フォロー事業	住民福祉課	心理士による施設訪問（幼稚園・こども園、小中学校）や療育相談、ことばの相談（就学前）、からだの相談を行います。また必要に応じて、フォロー事業や相談機関等を紹介します。
来所相談・家庭訪問	住民福祉課	随時、来所または訪問による相談を行います。また、必要に応じて、医療機関や他の相談機関等を紹介します。
わくわくクラス	住民福祉課	就園前に身体・社会性・生活習慣の基本的な部分を身に付けるため、次年度就園予定児を対象とした就園準備教室を実施します。

### ③親子のより良い生活習慣の確立や、むし歯予防、事故予防等のための事業を推進

具体的施策	担当課	施策内容
両親学級	住民福祉課	年3回、1クール3日間で、夫婦を対象として、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師による妊婦体操、出産の経過、産後の生活・家族計画、乳房の手当て、赤ちゃんの保育、制度、妊娠中の栄養、歯科相談、妊婦体験等を行います。
乳幼児健診・相談事業【再掲】	住民福祉課	各月齢・年齢（2・4・7・10・12か月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、5歳）になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。
むし歯予防教室	住民福祉課	幼稚園・こども園で各クラス年1回、むし歯予防の実施と知識の普及を目的に、保健師によるむし歯予防についての話、歯みがき指導を実施します。
フッ化物塗布・洗口	住民福祉課	むし歯予防のため、1歳1～2か月児、1歳6～8ヶ月児、2歳0～1か月児、2歳7～8か月児、3歳0～2か月児に対してフッ化物塗布を実施し、小学校においてフッ化物洗口を実施します。

#### ④妊娠期から子育て期にわたるまでの継続した支援の推進

具体的施策	担当課	施策内容
妊娠届出受理	住民福祉課	妊娠届を受理し、母子健康手帳及び受診券（妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査）の交付、母子保健事業の説明、その他情報提供を行います。また、届出時アンケート、フェイスシート、アセスメントシートをもとに、必要に応じてその場で保健師による相談を行います。
両親学級【再掲】	住民福祉課	年3回、1クール3日間で、夫婦を対象として、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師による妊婦体操、出産の経過、産後の生活・家族計画、乳房の手当て、赤ちゃんの保育、制度、妊娠中の栄養、歯科相談、妊婦体験等を行います。
妊婦・産婦・新生児訪問	住民福祉課	不安解消等を目的に、妊娠28週頃と新生児・産婦に対し、助産師、保健師が訪問し、体重測定、育児相談、予防接種、村の母子保健事業のお知らせ等を実施します。
ベビーサロン・子育て支援シートの活用	住民福祉課	出産後早期は不安や悩み等を抱えやすい時期であり、不安軽減のため、2か月児と保護者に対し、年12回、自己紹介、個別相談、ベビーマッサージの紹介、子育て支援シートを活用した現状把握を実施します。
乳幼児健診・相談事業【再掲】	住民福祉課	各月齢・年齢（2・4・7・10・12か月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、4歳、5歳）になる子どもとその保護者全員を対象に行う健診・相談事業において、各時期や発達に応じた個別指導・相談を実施します。
親子ふれあい教室【再掲】	住民福祉課	年11回、未就園児とその保護者に対し、にこにこ広場において、保健師、保育士、愛育班員等による親子遊び、読み聞かせ、育児相談など、就園前の親子に仲間づくり、情報交換の機会を提供します。また、不安軽減につながるような育児知識の普及を図ります。
健診・相談後フォロー事業【再掲】	住民福祉課	心理士による施設訪問（幼稚園・こども園、小中学校）や療育相談、ことばの相談（就学前）、からだの相談を行います。また必要に応じて、フォロー事業や相談機関等を紹介します。
来所相談・家庭訪問【再掲】	住民福祉課	随時、来所または訪問による相談を行います。また必要に応じて、医療機関や他の相談機関等を紹介します。

具体的施策	担当課	施策内容
愛育会事業	住民福祉課	愛育会が、乳児相談（7か月児）での足型とり、親子ふれあい教室での読み聞かせ・見守りを行います。また、各支部によって新生児訪問等を実施している地区もあります。
ほめ方叱り方講座	住民福祉課	年3クール、1クール3日間で、幼児の保護者を対象に育児不安・負担の軽減を目的とした「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」を実施します。
パパママクラス	住民福祉課	妊娠期の夫婦を対象とし、夫婦2人で協力して取り組んでいくための知識の習得やきっかけづくりの場を提供します。
産後ケア	住民福祉課	産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。
産前産後ヘルパー派遣事業	住民福祉課	妊娠中又は出産後に、体調不良等のため家事や育児を行うことに支障がある世帯に産前産後ヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助します。
マタニティサロン	住民福祉課	妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートします。
こども子育て支援センター【再掲】	住民福祉課	子育て支援センターは、地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行います。

## (2)「食育」の推進

### ◆現状と課題

「食」は、子どもの発育や発達に重要な役割を持つものです。近年、栄養の偏りや朝食の欠食、小児期の肥満、思春期におけるやせの増加など、子どもの食に関する問題が多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。また、親子や家族におけるコミュニケーションの場となる食卓において、家族そろって食事をする機会も減少しています。

本村では、子どもから大人を対象に、食育に関する相談や講座、栄養指導などを実施しています。

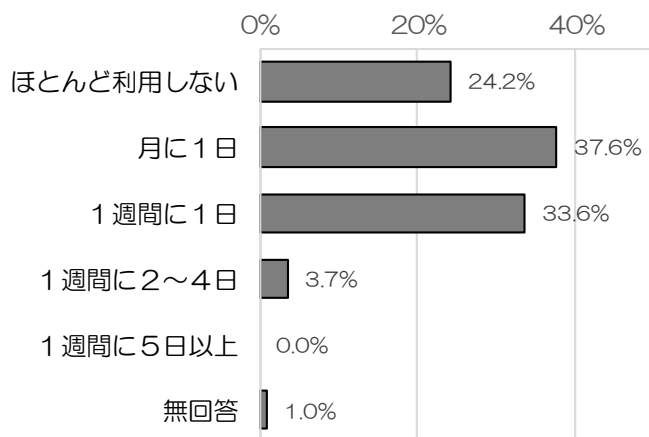
アンケート調査では、「買ってきたお弁当・お惣菜（食事の半分以上を占める）等」による食事の頻度についてみると、就学前児童では「月に1日」が最も高いのに対し、小学生では「1週間に1日」が最も高くなっています。また、「食育が必要だと思うか」については、「必要だと思う」が就学前児童では96.3%、小学生では93.8%となっています。

子どもや保護者に対する「食育」を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深めるとともに、健康の基本である正しい食習慣、生活習慣の定着について支援し、子どもの健やかな心と身体の発達を促進していきます。

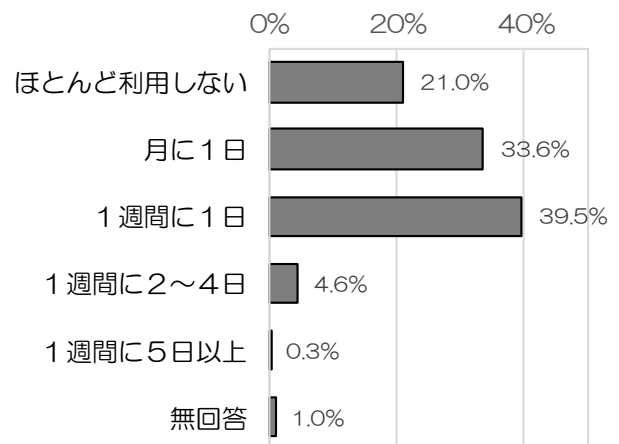
また、食育を通じた地域の食文化の継承にも取り組んでいきます。

### ■「買ってきたお弁当・お惣菜等」による食事の頻度〈単数回答〉

【就学前児童（N=298）】

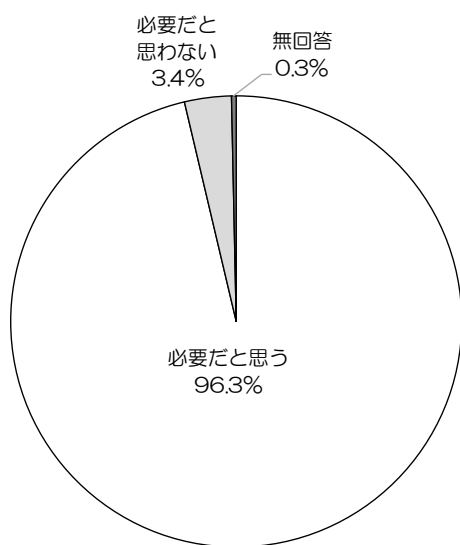


【小学生（N=390）】

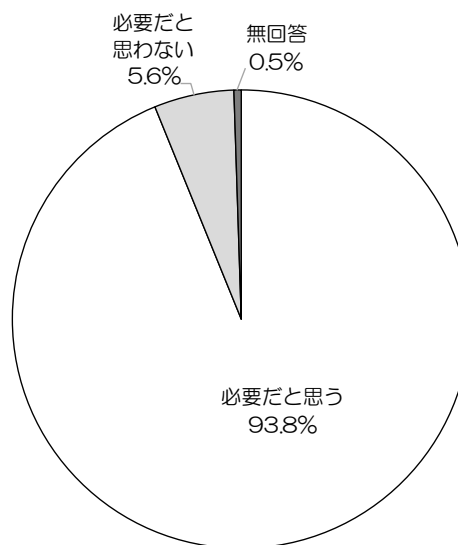


■「食育」が必要だと思うか〈単数回答〉

【就学前児童 (N=298)】



【小学生 (N=30)】



◆ 施策の方向

① 発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供

具体的施策	担当課	施策内容
乳幼児健診時における食育相談	住民福祉課	月1回、4か月児、7か月児の離乳食、10か月児、12か月児、4歳児、5歳児における食事相談を実施します。また、隔月1回、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児における食事相談を実施します。
こども園・幼稚園における食育教室	住民福祉課	各幼稚園において、歳児ごとに食育教室を年1回実施します。
祖父母の食育教室	住民福祉課	幼稚園児の祖父母に“まご”のための食育教室を年1回実施します。
小・中学校における食育教室	住民福祉課	小学5年生において小児生活習慣病検診後、各小学校で実施し、中学2年生に小児生活習慣病検診後の結果説明会時に食育を実施します。

## ②食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組み

具体的施策	担当課	施策内容
おやこの料理教室	住民福祉課	年1回、食生活改善推進協議会主催でおやこ料理教室を開催します。
手作りおやつ推進事業	住民福祉課	食生活改善推進員の支援により、月1回、幼稚園の保護者によるおやつ作りを開催します。また、保育園部、わくわくクラス参加者には、月1回、食生活改善推進員手作りのおやつの提供を行います。
小学校における調理実習	住民福祉課	小学校で希望する学年の親子行事として、食生活改善推進員と一緒に、バランスのとれた昼食や地場産の野菜を使ったおやつの調理実習を行います。
中学校における調理実習	住民福祉課	食生活改善推進員により、中学校において、地場産の食材を使い、けんちん汁・おきりこみ等の調理実習、バランスのとれたお弁当の調理実習を実施します。

## ③妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供

具体的施策	担当課	施策内容
妊婦の栄養指導	住民福祉課	両親学級において、年3クールの食事調査、栄養指導及び調理実習を実施します。



### (3) 健康教育の推進

#### ◆現状と課題

思春期は精神的・肉体的発達にとって重要な時期となります。一方で、生活環境や人間関係の変化等に広く興味・関心が広がることで、さまざまなトラブルを引き起こす時期でもあります。その後の子どもの成長にも大きな影響をもたらす問題であるため、正しい知識を身につけ、自らの判断で適切な行動を実践できるための支援が必要となります。

本村では、小中学生を対象とした保健事業を実施しています。

今後も、関係機関の連携を一層強化し、家庭や学校、地域における思春期保健対策を推進していきます。

#### ◆施策の方向

##### ①講演会や健診の実施

具体的施策	担当課	施策内容
思春期講演会	住民福祉課	中学校にて、性教育（3年生）、月経教育（3年生女子）、こころ・食育など各年毎のテーマ（全学年）の講演会を実施します。
小児生活習慣病予防事業	住民福祉課	小学5年生、中学2年生及び前年度要指導項目のあった小学6年生、中学3年生を対象とした小児生活習慣病予防健診とその結果説明会及び事後指導を受診者全員に実施します。さらに、よりよい生活習慣の定着を目的とし、小学5年生とその保護者を対象とした健康教育を実施します。
がん教育	住民福祉課	小学6年生、中学3年生を対象とし、がんに関する授業を実施します。
こころの健康づくり講演会	住民福祉課	小中学校を対象に、こころの健康づくりに関する講演会を実施します。
就学時健診 健康講話	住民福祉課	就学時健診の機会に、就学に向けた身体づくりに関する講話を実施します。

## 基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### (1) 次代の親の育成

#### ◆現状と課題

子どもたちは次代の担い手となる存在であり、将来は自らが生計を立て、親となり、地域の子どもを育て、見守る立場となります。将来の大人としてのあり方や子どもとの関わり方には、子ども時代の学習や体験が大きく影響します。兄弟姉妹の減少や地域のつながりの希薄化等により、年少者とのふれあいの機会が減少しており、子どもとの関わり方を学ぶ機会も少なくなっています。

本村では、中学生の幼稚園児との交流など、子どもたちが幼児とふれあう機会が提供されています。また、講習会や両親学級等を通じて、学びや交流の機会を提供しています。

今後も、将来家庭を持ち、「次代の親」となる子どもたちに対して、子育てや家庭を持つことに対する意識を高める機会を提供していきます。

#### ◆施策の方向

##### ①保育所、幼稚園、乳幼児健診の場等を活用した中学生が乳幼児とふれあう機会を広げる取り組み

具体的施策	担当課	施策内容
幼稚園児との交流事業	教育委員会	幼児に対する理解と関心を深めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにすることを目的とし、中学生（3学年）と園児とのふれあい体験を実施します。

##### ②思春期に抱える悩み・性・薬物等について講演会を開催

具体的施策	担当課	施策内容
思春期講演会【再掲】	住民福祉課	中学校にて、性教育（3年生）、月経教育（3年生女子）、こころ・食育など各年毎のテーマ（全学年）の講演会を実施します。
薬物乱用防止講演会	住民福祉課	中学生を対象に、薬物のおそろしさ、薬物乱用によるからだやこころへの影響などをテーマに講演会を実施します。

##### ③両親学級の実施

具体的施策	担当課	施策内容
両親学級【再掲】	住民福祉課	年3回（6月・10月・2月）、1クール3日間で、夫婦を対象として、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師による妊婦体操、出産の経過、産後の生活・家族計画、乳房の手当て、赤ちゃんの保育、制度、妊娠中の栄養、歯科相談、妊婦体験等を行います。

## (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

### ◆現状と課題

近年、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少や、子どもへの過干渉・過保護等が問題となっています。子どもが将来に夢や希望を持ちにくくなることによる学習意欲の低下、いじめ、不登校等、子どもを取り巻く環境の変化により、学校教育に対するニーズは複雑化・多様化しています。

本村では、国際理解教育や地域に根ざした学校づくりなどをはじめ、時代の変化に対応した学習や、体験活動を重視した学習に取り組んでいます。

激しい変化が前提となる社会を生きる子どもたちが、自ら学び、考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むとともに、命や人権を大切にする心の教育の充実に努め、子どもの豊かな人間性や社会性を育てていきます。

### ◆施策の方向

#### ①確かな学力の向上

##### ア. 子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

具体的施策	担当課	施策内容
総合的な学習の時間の支援	教育委員会	少人数学習クラスによる授業や、複数の教師等を通じて学習指導・支援を行うTT（チーム・ティーチング）授業等を実施します。
マイタウンティーチャー・支援員	教育委員会	県教委で対応しきれない支援を必要とする児童・生徒に対し、きめ細やかな指導の充実に努めます。

#### イ. 国際理解教育の推進

具体的施策	担当課	施策内容
海外教育交流事業	教育委員会	毎年、村全体で約 10 名の中学生をアメリカへ派遣します。
ALT 招致事業	教育委員会	英語授業の充実に努めるため、2名のALTを招致し、小学校・中学校で各 1 名ずつ配置します。

#### ②豊かな心の育成

##### ア. 地域と学校との連携・協力による多様な体験活動の推進

具体的施策	担当課	施策内容
中学生職業体験事業	教育委員会	中学生のキャリア教育の一環として、地域の職場体験を行うことにより、地域産業を知り就労について学びます。

### ③信頼される学校づくり

#### ア. 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

具体的施策	担当課	施策内容
特色ある学校運営	教育委員会	地域活動に積極的に参加し、相互理解により地域との連携を深めます。
特色ある学習活動	教育委員会	地域活動への参加により地域を知り、さまざまな観点から学習活動に結びつけます。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### ◆現状と課題

近年、核家族化の進行等によって家族規模が縮小している中で、家庭における教育力の低下が懸念されています。

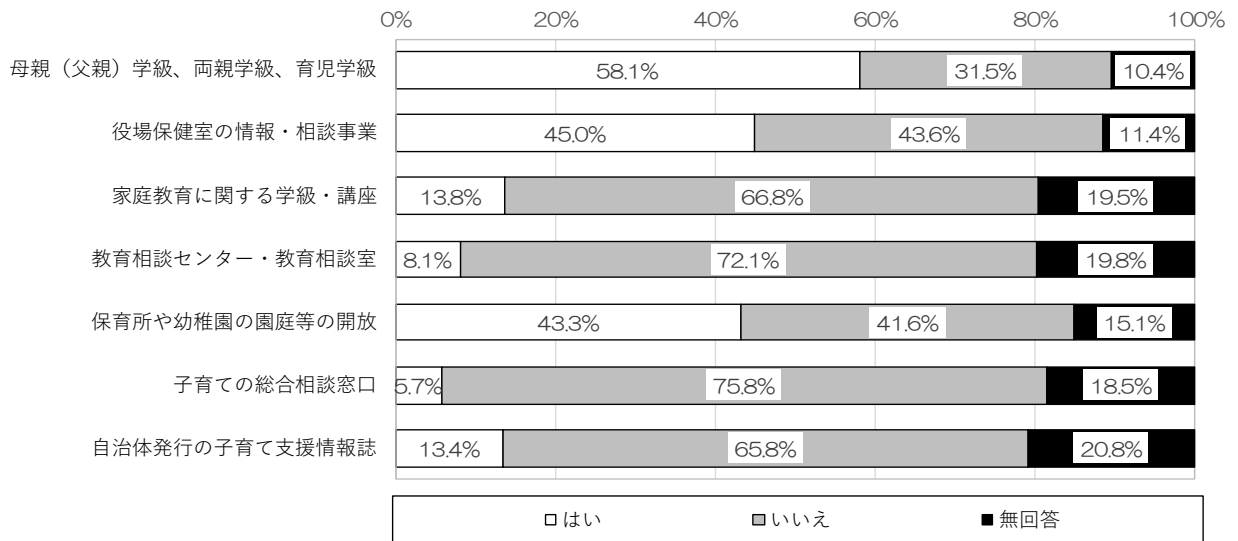
本村では、各地区の公民館長が地区の子ども会育成会連絡協議会の理事となり、地域の行事やイベントを進めるとともに、公民館事業の親子わくわく教室や放課後ふれあい教室での読み聞かせを実施しています。また、孺恋村、草津町、長野原町の3町村が連携して企画する「にしあがつまふるさとキッズ」を開催しています。

アンケート調査では、「家庭教育に関する学級・講座」の利用は13.8%と低い状況です。

未来を担う子どもが健やかに育ち、成長していくためには、子育て中の親を含めた家庭、地域が子育てに対する関心を高め、社会全体で子育てを支援していくことが重要であり、そのために、今後も地域が一体となって子育てを支援する環境づくりに取り組んでいきます。

#### ■子育て支援事業の利用状況〈単数回答〉

【就学前児童（N=298）】



## ◆ 施策の方向

### ① 地域の教育力の向上

#### ア. 地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実

具体的施策	担当課	施策内容
子ども育成会の振興事業	教育委員会	地域の行事への参加呼びかけなど、公民館長を中心にイベント等を実施します。
にしあがつまふるさとキッズ	教育委員会	ハイキング、ものづくり体験、日本の行事の継承活動など、吾妻郡西部3町村で企画し、父親の子育て参加を呼びかけ、親子の絆を深める活動を実施します。

#### イ. ボランティアによる読み聞かせの促進

具体的施策	担当課	施策内容
読み聞かせ会	教育委員会	放課後子ども教室推進事業で、読み聞かせ会の実施を検討します。

## (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

### ◆現状と課題

近年のインターネットの急速な普及により、子どもたちがインターネットにアクセスする機会が増加しています。このため、インターネット上に氾濫する有害な情報から子どもたちを守る取り組みの重要性がますます増加しています。

本村では、青少年育成補導推進委員会を設置し、青少年の健全育成に関する取り組みを実施しているほか、PTAや青少年育成補導推進委員会が主体となって実施する健全育成パトロール、PTA向けにインターネットに関する研修会等を行っています。

子どもを有害情報等から守るために、インターネットを安心、安全に利用するための対策に取り組んでいきます。

### ◆施策の方向

#### ①性・暴力等の有害情報について、関係機関への自主的措置の働きかけ

具体的施策	担当課	施策内容
青少年育成推進員連絡協議会活動事業	教育委員会	婦恋クリーン大作戦、あいさつ運動啓発作品募集などを実施します。他にも、子ども安全協力の店に協力を依頼するとともに、パトロール等により情報を収集し、学校、地域、その他関係機関が共有を行ったり、青少年にインターネットを安全・安心に利用してもらうため、青少年のネットリテラシーの向上と保護者のペアレンタルコントロールの浸透を目的とした普及啓発活動を行ったりします。

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 自然環境を活かした子育て支援

#### ◆現状と課題

家庭用ゲーム機やスマートフォンの普及等により、子どもたちが自然の中で体を動かして遊ぶ機会が減少しています。子どもたちが自然の中で遊ぶことは、心身の発育や地域への愛着の喚起、家族や友人との関係づくり等への好影響が期待されるとともに、自然の大切さを学ぶ機会となります。

本村では、「健康・子育て」をテーマに、村民向けのコミュニティ拠点、「子どもたちが自然の中で遊べる場」の創出に向け検討しています。

子どもたちが、自然とのふれあいを通じて健やかに成長し、環境に対する理解を深めることができるよう、本村の豊かな自然環境を活かした自然体験の提供に取り組んでいきます。

#### ◆施策の方向

##### ①子育て環境の整備

具体的施策	担当課	施策内容
過疎山村振興・地域振興業	総合政策課	高齢者や子どもが参加する地域の資源を活かした健康増進・介護予防のプログラムを立案・実施することで子どもが自然に触れる機会の創出・世代間の交流などを図ります。



## (2) 安心して生活できる環境の整備

### ◆現状と課題

子どもが健やかに生まれ育ち、安心、安全に暮らすためには、生活環境の充実が重要となります。このため、優良な賃貸住宅や安心できる住宅情報の提供とともに、保護者の安定した雇用の確保等が必要となります。また、事故や事件等の未然防止を図り、常に危険要因の把握とその対策に努めていく必要があります。

本村では、村営住宅情報や公共施設のバリアフリー化を実施しています。また、就労支援も行っており、平成 26 年からは近隣市町村の求人情報の提供を開始するとともに、求人情報の提供場所の拡大を実施しています。

また、近年では、建物の建材などから発生する揮発性化学物質やダニアレルゲンが原因で起こるシックハウス症候群等も問題となっているため、時流に応じた多様な環境改善に取り組み、子育てしやすく、子どもが快適に生活できる住環境を整備していきます。

### ◆施策の方向

#### ①村営住宅への対応

具体的施策	担当課	施策内容
村営住宅事業	建設課	孺恋村公営住宅長寿命化計画に基づき施設の管理を行います。

#### ②公共施設のバリアフリー化

具体的施策	担当課	施策内容
公共施設等のバリアフリー化	総務課	財政状況により、順次改築工事等の実施を進めます。

#### ③就労支援

具体的施策	担当課	施策内容
就労のための情報提供	観光商工課	働く場を確保するための情報提供を行います。

## 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

#### ◆現状と課題

近年のライフスタイルの多様化や国における女性活躍の推進等によって、子育てをしながら働く女性が増加しています。このため、子育てと仕事を両立できる環境が求められており、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みの強化が必要となっています。

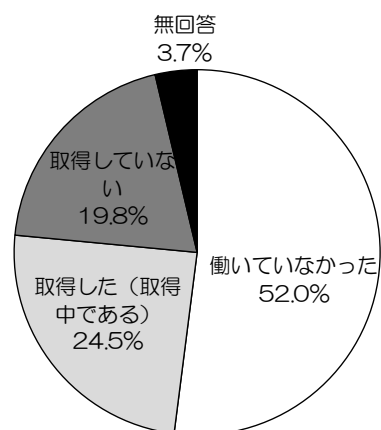
本村でも父親向けホームページを通じた父親の家事育児への参加促進や、両親学級への夫婦での参加等の機会を設け、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた啓発を行っています。

アンケート調査では、育児休業取得状況について「取得した」が、母親では24.5%、父親では0.7%となっています。

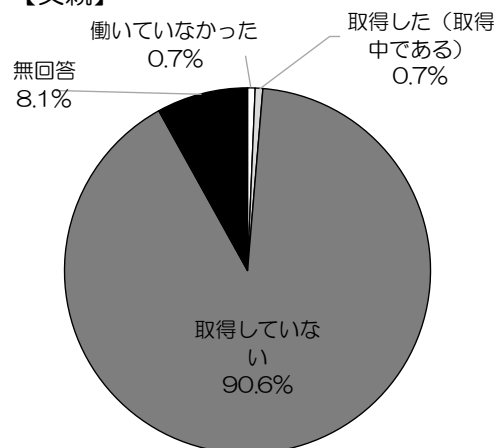
男女が互いに尊重し合い、ともに働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度をはじめ、子育てと仕事の両立支援事業に対する一層の促進が必要です。

#### ■育児休業取得状況〈単数回答〉【就学前児童（N=298）】

【母親】



【父親】



#### ◆施策の方向

##### ① 父親向けホームページを掲載

具体的施策	担当課	施策内容
父親向けホームページ	住民福祉課	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方について父親向けの情報を掲載します。

##### ② 両親学級への父親参加啓発

具体的施策	担当課	施策内容
両親学級への参加啓発	住民福祉課	夫婦で参加できるよう、実施する曜日を平日だけでなく休日にも設定し、母子手帳交付時に両親学級の案内をするとともに、両親学級に夫の参加も促します。

## 基本目標 6 子どもの安全の確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### ◆現状と課題

交通事故による被害は、子どもの健全育成を妨げる大きな要因の一つとなります。地方における自動車の需要の高さや、ドライバーの高齢化問題等により交通事故が発生する可能性が高まっており、地域が一体となった交通安全の推進が重要となります。

本村では、交通安全教室や交通安全用ヘルメットの配布を通じた交通教育や交通安全の街頭指導、民間指導者の育成等に取り組んでいます。

子どもは成長とともに行動範囲が拡大し、交通事故に遭う危険性も増加することが考えられます。今度も、子ども一人ひとりが交通ルールを身につけられるよう、交通安全教育に力を入れるとともに、地域全体で交通安全に取り組んでいくことが必要です。

#### ◆施策の方向

##### ①交通安全教育指針に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

具体的施策	担当課	施策内容
交通安全教室の実施	総務課	安全協会女性部による各幼稚園での交通安全教室の実施、警察官による夏・冬休み前の小学校での交通指導、自転車の乗り方の指導を行います。
交通安全街頭指導	総務課	警察官、交通指導員、安全協会、民間協力者による通学時間帯の街頭指導を行います。

##### ②交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間指導者の育成

具体的施策	担当課	施策内容
民間指導者の育成	総務課	交通指導員、交通安全協会による街頭指導を行います。

##### ③チャイルドシートの正しい使用の徹底

具体的施策	担当課	施策内容
チャイルドシート装着講習会事業	総務課	正しい着用の仕方、また後部座席でのシートベルト（チャイルドシート）の着用の指導を徹底します。

#### ④交通安全用ヘルメット配布

具体的施策	担当課	施策内容
新入学児童交通安全用ヘルメット助成事業	総務課	小学校入学時に新入児童全員に交通安全用ヘルメットを配布します。

#### ⑤道路の安全確保

具体的施策	担当課	施策内容
道路の整備	建設課	道路の整備、新設等を行い、安全確保に努めます。

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### ◆現状と課題

近年、犯罪の複雑・多様化、凶悪化、低年齢化等が問題となっており、子どもが犯罪に巻き込まれることが懸念されています。

本村では、防災メールや広報を活用した情報提供や青少年健全育成事業を通じた情報交換、パトロール等を実施し、子どもの安全対策に取り組んでいます。

子どもを犯罪被害から守るためにも、地域の子どもの見守りと声かけの実施や、子どもがいつでも助けを求められる環境づくりなど、地域全体で防犯活動を推進していきます。

### ◆施策の方向

#### ①住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供の推進

具体的施策	担当課	施策内容
広報紙活用の防犯情報コーナーの提供	総務課	広報つまごいへの定期的な情報掲載や注意の喚起、事件等が発生した場合の臨時的なチラシ等の発行を実施します。

#### ②子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、関係機関、団体との情報交換

具体的施策	担当課	施策内容
青少年健全育成事業	教育委員会	子どもを犯罪、事故等の被害から守るため、情報交換や研修会、パトロールや啓発活動の実施など対策を行います。

#### ③学校付近及び通学路を主体に防犯等の整備充実

具体的施策	担当課	施策内容
防犯灯の整備	総務課	学校付近及び通学路を主体に、防犯等の整備充実を図ります。

## 基本目標 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ◆現状と課題

近年、保護者から子どもに対する児童虐待等が社会的な問題となっています。児童虐待は、親自身の精神的な問題や生活上のストレス等、様々な要因が複雑に絡み合い、子どもへの虐待につながってしまうケースが多く、保護者の子育てについての不安や負担の軽減が重要となっています。

本村においても、関係機関との連携による虐待防止を行うとともに、早期発見と迅速な対応によって、被害を受けた子どもの保護や心身のケアにも取り組んでいきます。

#### ◆施策の方向

##### ① 要保護児童対策地域協議会の設置

具体的施策	担当課	施策内容
孺恋村要保護児童対策地域協議会	住民福祉課	年1回、要保護児童対策地域会議を開催するとともに、月に1回実務者会議、ケース検討会議を必要に応じて開催します。

##### ② 緊急一時保護が必要な児童への対策

具体的施策	担当課	施策内容
関係機関との連絡調整	住民福祉課	緊急一時保護が必要な子どもがいた場合、中央児童相談所への速やかな連絡調整を図り対応します。

## (2) 支援が必要な家庭等への援助

### ◆現状と課題

保護者が経済的な不安を抱えている家庭では、子どもの成長や進路決定にも影響を及ぼすことが懸念されています。すべての子どもの幸せを実現するために、家庭の状況に関係なく、子どもが安心して地域で生活でき、必要な教育を受けられるように支援することが必要です。

本村では、医療費の助成などの生活援助を実施しています。

今後も、経済的支援に加えて、見守り・相談体制を整えるとともに、関係する福祉団体等と連携を取りながらきめ細かな福祉サービスを提供し、支援が必要な家庭の自立に向けた総合的な支援を行っていきます。

### ◆施策の方向

#### ①医療費の助成

具体的施策	担当課	施策内容
福祉医療費	住民福祉課	母子・父子家庭及び父母のない児童に対し、児童が18歳年度末になるまで医療費を助成します。

#### ②学用品購入費等に対する補助

具体的施策	担当課	施策内容
要保護・準要保護就学援助費	教育委員会	学用品購入費、修学旅行費等に対して補助を行います。

#### ③村営住宅の入居優先

具体的施策	担当課	施策内容
村営住宅の入居	建設課	入居の申込みをした者の数が住宅の戸数を超えるときは、母子世帯等については選考により優先的に村営住宅への入居を決定します。

### (3) 障がい児施策の充実

#### ◆現状と課題

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもや保護者に対する乳幼児期からの一貫した支援体制が必要となっています。また、発達障がいについては、保護者や地域、学校等による理解が十分とはいえないため、正しい理解の促進が重要となっています。

本村では、健診時の相談や療育相談、見舞金の支給などを実施するとともに、継続的な相談支援体制の整備やカウンセリング、専門機関等による本人および家族への支援を通じて、子どもの成長に対する不安を取り除くための取り組みを実施しています。

今後も、障がいのある人と障がいのない人が同等に生活し、共に地域でいきいきと暮らすことができる「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がいを持つ子どもと保護者への支援や地域の理解促進に取り組んでいきます。

#### ◆施策の方向

##### ①妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の推進

具体的施策	担当課	施策内容
乳幼児健診	住民福祉課	4か月児、10か月児、12か月児、1歳6か月児、3歳児健診における診察にて、疾病の早期発見・早期治療推進を図ります。また、各健診の問診やアンケートにて発達を確認し、発達障害等の早期発見、早期対応を行います。
幼児相談	住民福祉課	2歳児、2歳半児、5歳児相談における問診やアンケート、遊び等の集団活動の様子をもとに発達を確認し、発達障がい等の早期発見、早期対応を行います。
子どもサポート事業	住民福祉課	各幼稚園・こども園及び小中学校において、心理士や保健師等が巡回し、園児・児童・生徒に対する支援を保育士や教諭に助言します。
療育相談	住民福祉課	子どもの発達に不安を抱えている保護者や発達障がいの特徴を持つ児とその保護者を対象に、心理士による個別相談・個別療育を実施します。

##### ②適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供・在宅サービスの充実、教育支援体制の整備

具体的施策	担当課	施策内容
発達障がいの児童をもつ保護者への相談・支援	住民福祉課	乳幼児健診等で発達の遅れ等がみられる場合には、保健師が相談にあたり、必要に応じて療育相談などの各種相談や療育機関・専門医療機関への受診を勧めます。



療育相談【再掲】	住民福祉課	子どもの発達に不安を抱えている保護者や発達障がいの特徴を持つ児とその保護者を対象に、心理士による個別相談・個別療育を実施します。
ことばの相談	住民福祉課	子どもの発音に不安を抱えている保護者や、構音障害等を持つ児とその保護者を対象に、言語聴覚士による個別相談・個別療育を実施します。
子どもサポート事業【再掲】	住民福祉課	各幼稚園・こども園及び小中学校において、心理士や保健師等が巡回し、園児・児童・生徒に対する支援を保育士や教諭に助言します。
からだの発達相談	住民福祉課	身体の発達やつかい方、不器用さ等に対して、理学療法士・作業療法士による個別相談・個別療育を実施します。

### ③小児慢性特定疾患医療を受けている児童への支援

具体的施策	担当課	施策内容
見舞金の支給	住民福祉課	小児慢性疾患医療を受けている児童の保護者の申請にもとづき、月額 2,000 円の見舞金を支給（申請した月分から）します。

## 第6章 計画の推進体制

本計画は、家庭・地域・学校・企業・行政など、様々な地域社会の構成メンバーが、それぞれの役割のもとに、地域社会全体で一体的に推進します。

また、変化の激しい社会情勢に柔軟に対応するために、計画の見直しが必要となった際には、孺恋村子ども・子育て会議において随時、検討を行います。

### 1 家庭

家庭は子どもにとって一番大切な場所です。保護者が愛情を持ち、様々な人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長して行く場となることが求められます。

### 2 地域

近所の子どもと挨拶を交わしたり、登下校の子どもを気づかったり、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが求められます。

### 3 教育機関

保育園や幼稚園、学校は同年代の子どもが集団で生活しながら、ルールやマナー等を学ぶ場でもあります。子どもたちが社会性を身につけ、個性を伸ばし、豊かな人間性を養うよう保育・教育の充実に努めます。

また、地域と連携し、地域に開かれた子育て支援機関としての役割も期待されます。

### 4 企業（職場）

男性も含めて就業者の家庭生活と職業生活の両立を図るため、農業なども含めた育児・介護休業制度の定着、多様な勤務形態の導入、労働時間の短縮、再雇用制度の拡充などが期待されます。

### 5 行政

本計画や第6次孺恋村総合計画の施策を推進するとともに、様々な子育て活動の支援や関連機関との連携・調整を行い、地域ぐるみの子育て支援を促進します。

また、住民に対しては、広報紙やホームページなどにより子育て支援に関する広報啓発に努め、理解と協力を得ながら施策を推進します。

# 資料編

## 1. 孀恋村子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 3 月 25 日

告示第 19 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条の規定に基づき、孀恋村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事務その他村長が適当と認められた事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次ぎに掲げる者の内から村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認める時は、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、

説明、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2. 孺恋村子ども・子育て会議委員名簿

所属	役職	氏名
西部幼稚園PTA	会 長	金子 博幸
東部こども園PTA	会 長	大島 高明
民生委員児童委員協議会	主任児童委員	樋口 一恵
民生委員児童委員協議会	主任児童委員	黒岩 祐子
子育てサポート	代 表	土屋 政
社会教育委員会議	議 長	高丸 和江
社会福祉協議会	事務局長	安濟 永伸
東部こども園	園 長	羽鳥 民子
教育委員会	事務局長	熊川 武彦
住民福祉課	課長	熊川 真津美

子ども・子育て未来 2024  
第2期孺恋村子ども・子育て支援事業計画

.....

発行：孺恋村役場 住民福祉課  
住所：群馬県吾妻郡孺恋村大前 110  
TEL：0279-96-0515  
FAX：0279-96-0516  
発行年月：令和2年3月